

社会安全・警察学研究所のこれまでの活動と成果 (報告を兼ねて)

田村 正博

社会安全・警察学研究所 所長
京都産業大学法学部 教授

要 約

社会安全・警察学研究所のこれまでの活動と成果について述べる。

研究所の第1期の成果として、子どもの非行防止と立ち直り支援に関し、日本一シンポジウムで高知県の極めて包括的な取組みと各地の優れた取組みを紹介し、組織、立場、地域を異にする方々が一堂に会することによって、施策と熱意を共有することができた。

第2期には、RISTEXの大型資金を受けてプロジェクトの調査研究を進めた。警察官の意識調査を含めて、警察の刑事的介入等についての調査研究を行った。刑事的介入を解明して言語化するとともに、『児童福祉に携わるひとのための「警察が分かる」ハンドブック』を作成して広く公開した。先進事例調査や、児童相談所側の警察に対する批判等の調査分析、DV仮想事例調査、規範的調査研究等を含め、多くの成果を明らかにした。警察だけでなく、児童相談所関係を含めて、研究所のプレゼンスの向上が図られた。あわせて、学校に対する社会学的調査を継続的に行っており、優れた実務と理論との照合関係を明らかにした。

研究所は、現在3期目を迎え、RISTEXプロジェクトを受けて、親密圏事案における刑事的介入と多機関連携のあり方に関する研究、児童福祉法制研究、供述支援に関する調査研究等を行っているほか、国際交流や国際比較研究にも取り組むこととしている。

この間、関係機関の方々の協力が得られたからこそ、調査研究を進めることができた。全体を通じて、実務への影響を含めて、研究の重要性が強く感じられている。

目 次

はじめに

第1 研究所の発足と第1期の活動

1 研究所の発足

2 研究所の活動の開始 (初年度の取組み)

- (1) 研究目標の設定と研究のスタート、(2) 設立記念シンポジウムの開催、
- (3) 実務を対象とした調査研究の開始、(4) 実務家対象の講演会等、
- (5) 1年目のその他の活動等

3 第1期の2年目及び3年目

- (1) 1周年記念シンポジウムの開催、(2) 渥美シンポジウムの開催、
- (3) 警察政策フォーラムの共催、(4) 実務を対象とした調査研究、
- (5) 実務家対象の講演会、(6) 大学の教育活動との連携、(7) その他の活動等

4 日本一シンポジウムの開催

- (1) 開催趣旨と概要、(2) 高知県の包括的取組み、(3) 各地の取組みの報告、
- (4) ディスカッションの成果

5 第1期の総括

- (1) 子どもの非行防止に係る調査研究と発信、(2) 学問的調査研究、
- (3) 研究所としてのプレゼンス

第2 RISTEX プロジェクト調査研究

1 プロジェクトの採択と基本発想

- (1) プロジェクトの採択、(2) プロジェクトの基本発想、
- (3) プロジェクトの調査研究対象と体制

2 警察の刑事的介入の解明

- (1) 主な調査、(2) 刑事的介入（犯罪捜査）に係る調査研究結果、
- (3) 児童虐待事案等の場合の特徴、(4) 調査研究結果の発信

3 その他の RISTEX 調査研究と成果

- (1) 研究会の開催等、(2) 児童相談所の警察に対する見解等調査、
- (3) 先進事例調査（人事交流調査）、(4) 学校との連携調査、
- (5) DV（配偶者暴力）仮想事例調査、(6) その他の配偶者暴力関係調査、
- (7) 規範的調査研究、(8) 外国法制調査研究

4 研究開発成果の実現（社会実装）

- (1) ハンドブックの作成と公開、(2) シンポジウムの開催、(3) その他の発信

5 プロジェクト調査研究の総括

- (1) 研究所の強みの発揮、(2) 研究上の価値の創設、(3) 連携強化への貢献、
- (4) 警察の刑事的介入への影響、(5) 研究所のプレゼンスの向上

第3 現在進行形の活動等

1 第3期の研究所

- (1) 研究課題と体制、(2) 取り組み課題

2 学校関係社会的調査研究

- (1) 学校関係調査の位置づけ、(2) 先進的学校の調査とミニシンポジウムの開催、
- (3) 困難を抱えた学校の調査

3 国際交流と国際比較研究

- (1) 韓国警察大学等との交流、(2) 国際比較研究

4 RISTEX プロジェクトを引き継いだ研究等

- (1) 親密圏事案における刑事的介入と多機関連携のあり方に関する研究、
- (2) 児童福祉法制研究、(3) 供述支援に関する調査研究、
- (4) 警察と他機関との連携に関する調査研究、(5) 社会と警察の関係に関する調査研究、
- (6) DV 仮想事例調査結果に基づく継続研究

5 教育と知見の発信等

- (1) 大学教育との連携、(2) 社会に向けた知見の発信、(3) 実務家向けの発信等

結語

はじめに

京都産業大学社会安全・警察学研究所は、平成25年4月に発足し、7年目を迎えた。本学において研究所は3年間を研究単位期間としているので、3期目に入ったことになる。これまで、多くの方々のご支援・ご協力を得て調査研究に取り組むとともに、社会の安全の担い手の協働に向けて、情報発信と意見交換の場の提供に当たってきた。日本で唯一の「警察学」の名を冠した研究所として、警察を対象とした調査を中心に、他にはない研究の成果をあげ、実務にも寄与することができたと自負している。

関係の方々に御礼を申し上げるとともに、いささか長文にわたるが、これまでの報告を兼ねて、研究所の活動・成果について述べることにしたい。なお、文中で敬称はすべて略している。また、肩書はそれぞれの時点のものであることをお断りしておく。

以下、研究所の発足と第1期の活動、第2期に実施したRISTEXプロジェクトの活動、現在進行形の活動等の順に述べるが、第1期から第2期に継続した学校に対する社会学的調査と、第2期におけるRISTEXプロジェクト以外の活動については、現在進行形の活動等の中で説明する。

第1 研究所の発足と第1期の活動

1 研究所の発足

当研究所は、「社会安全政策及び警察学を学問的に研究するとともに、社会安全の実現のための多様な取組みの在り方及びこれに関係する機関・団体の連携・協働の方策について実践的な政策提言を行い、もって安全・安心な社会の実現に寄与する」¹ことを目的として、平成25年4月に開設された。

初代所長は、著名な刑事法研究者であり、Community Policing を日本に紹介し、社会安全政策の考え方の基盤を構築した渥美東洋²であった。当研究所の英語表記は、「Institute for Criminal Justice」であるが、渥美は英語圏における犯罪対応とその考え方を「Criminal Justice」という言葉で総括し、研究所発足の記者会見（平成25年5月15日）において、その意味を「犯罪への美しい対応をめざすもの」と述べている。

研究所の開設の主旨を明らかにした本学の資料³では、「安全・安心への取り組みに向けて多様な参加者を適切に結びつけ、正義にかなった、しかも実効的な取り組みを実現するには、広くかつ深い知識に裏付けられた実践の積み重ねが求められます。私たちは、大学における学問研究を基盤としつつ、安全・安心へのよりよい取り組みの実現に向けて、多様な参加者を結ぶ協働の基盤づくりをめざします。」と述べられている。警察を含めた多様な参加者の間に適切な関係を作り、正義にかなった実効的な取組みを可能とするには、学問的研究が基盤にあることが不可欠であるにもかかわらず、日本の大学ではほとんど取り組まれていないという認識を基に、この研究所を立ち上げる意義を宣言したものと見える。

¹ 京都産業大学社会安全・警察学研究所規程（以下「研究所規程」という。）2条。

² 中央大学名誉教授、本学法務研究科教授。法制審議会刑事法部会委員、警察政策学会会長等を務めた。本学の資料（シーズ集）に主な研究業績として本人が挙げているのは、『全訂刑事訴訟法解説（第二版）』（有斐閣、2009年）、『法の原理』（中央大学出版部、1993-95年（当初3分冊であったが後に合本））、『複雑社会で法をどう活かすか』（立花書房、1998年）、『罪と罰を考える』（有斐閣、1993年）、『犯罪予防の法理』（成文堂、2008年）である（『犯罪予防の法理』のみ編著、他は単著）。経歴及び膨大な著作の全体については、産大法学48巻1・2号合併号（渥美東洋教授追悼号）（2015年）参照。

³ 記者会見時に配布された資料の「開設の主旨」の後半。この前には、町内会などのコミュニティにいたるまで多様な人々が参加し、はばひろい領域で協働することが不可欠であること、取り組みは社会の多様な価値の調和を図り、正義にかなうものでなければならないことが述べられている。研究所のウェブサイトにも全文が記載されている。

研究所のミッションは、①社会安全への取り組みと犯罪防止の核となる警察のありかたについての学問的研究、②社会安全の担い手の方々の協働の促進、③社会安全を担う人材育成の貢献、とされた。活動内容としては、多分野の研究者による定例研究会、警察・自治体などの関係者にも参加いただくワークショップ、多様な関係者や市民とはばひろく意見を交換するシンポジウム、紀要発行などによる研究成果の発信が掲げられている⁴。なお、人材育成への貢献については、ワークショップ等による個別テーマに関する知識の提供を別とすれば、研究所の具体的な活動として当初から定まったものはなく、大学本体（大学院を含む。）の教育⁵とも関係付けた上で、検討・実践されるべき課題であるといえる。

警察を学問的に研究する日本で初めての研究所が発足したことに多くの関心が寄せられ⁶、「学問としての警察研究」と題して筆者を紹介する記事も掲載されている⁷。

2 研究所の活動の開始（初年度の取組み）

(1) 研究目標の設定と研究のスタート

第1期の3年間は、「子どもと安全」を研究プロジェクトの対象とした。

研究所員が多様な研究のバックグラウンドを有していることから、研究のスタートとして、まず、研究所員による報告を主とした研究会を開催した⁸。

(2) 設立記念シンポジウムの開催

研究所の設立を記念したシンポジウム「子どもの非行防止と立ち直り支援—社会安全のための研究と実務の協働」を、平成25年6月8日に、本学むすびわざ館で開催した。当研究所の設立の趣旨を社会に発信し、関係する多くの方々との今後の協力関係設定を図ることを目的としたものである。京都府公安委員会委員（全5人中委員長を含む4人）、近畿管区警察局長、京都府警察本部長をはじめとする警察関係者、京都市児童相談所長、京都府安心安全まちづくり推進課長をはじめとする自治体行政関係者、京都市教育委員会生徒指導課長をはじめとする学校・教育関係者、京都保護観察所長、奈良少年院長をはじめとする法務行政関係者、京都家庭裁判所調査官ら司法関係者、その他研究者、ボランティア、メディア関係者など約250人の参加を得た⁹。子どもの非行防止と立ち直り支援にかかわる多くの機関（他地域の機関を含む。）から参加があったことは、この研究所の意義がそれだけ広く認識されたことによるといえる。

シンポジウムでは、所長の渥美東洋が「研究に基づく少年非行防止プログラム」、京都府警察本部長の安田貴彦が「少年警察のめざすもの—京都府における少年の健全育成に向けての取組—」と題して基調講演を行い、大橋忠司（京都市教育委員会生徒指導課長）、藤木祥史（京都府青少年課非行少年立ち直り支援チーム（ユース・アシスト）支援コーディネーター）、櫻井美香（警察大学校警察政策研究センター主任教授（元東京都青少年課長））がパネリストとなり、基調講演者

⁴ ミッションと活動内容については、記者会見時の配布資料による。同内容が研究所のウェブサイトに記載されている。

⁵ 本学の法学部には、他大学にはない警察学（概論と政策論）、社会安全政策（総論と各論）、警察行政法、被害者学（被害者学と被害者政策）並びにそれらの演習科目があり、社会安全・警察学関連教育が充実している。大学院も同様である。

⁶ 設立記者会見を受けた記事が翌日の読売、毎日、産経、日経、京都の各紙に掲載された。

⁷ 産経新聞地方版（平成25年8月5日）に、「京人（きょうと）」として、筆者の個人プロフィールを含めた長文の記事が掲載されている。

⁸ 研究会に報告を行った研究所員とテーマは、成田秀樹「少年非行に関する発達理論、多機関連携とコミュニティポリシング」、浦中千佳央「フランスにおける『警察学』の現状」、新恵里「被害者学の過去・現在・未来」と久保秀雄「社会調査のコア・プロセス—インタビュー・データの分析を中心に—」である。

⁹ シンポジウムに先立つ式典には、一般出席者に加え、山下史雄警察庁長官官房審議官、塚本稔京都市副市長、小林裕明京都府府民生活部長の出席があり、祝辞を受けている。

を含めたパネルディスカッションを、筆者がコーディネーターとなって行った。フロアから、大津市少年センター（あすく）次長、舞鶴警察署スクールサポーター、神奈川県警察少年相談・保護センター所長、横浜市北部児童相談所長、福岡県警察北九州少年サポートセンター係長も発言をするなど、非常に活発な議論が行われた¹⁰。

渥美の講演は、1970年代以降のアメリカの犯罪学の歴史と明らかになった知見を概観、紹介した¹¹上で、京都に相応しいプログラムを実務家とともに試行錯誤をしながら作り上げたいとの考えを示し、出席者の協力を願うものであった。

安田の講演は、京都府警察のトップが行ったこと自体特別な意義がある¹²が、多機関協働の重要性に関する警察側の認識を示すと同時に、警察組織と研究所との密接な関係の存在と、研究所に対する期待の大きさを示すものといえる。内容的にも、西京警察署でのソフトボール大会の開催などボランティアと署員との協働による非行少年の支援事例の紹介に始まり、少年警察活動の意義、京都府の少年非行情勢、警察の取組み（スクールサポーターを中心とした「非行防止教室」の拡大・充実、地域と連携した「非行防止対策チーム」の活動の活性化、手を差し伸べる「立ち直り支援」の積極的な推進）、非行少年を生まない社会づくり、という豊富な内容を分かりやすく説明し、有意義なものであった。

パネリストの大橋からは、規範意識を育むプロジェクトチーム、生徒会活動の活性化、京都府警察を含む関係機関との連携、専門職やボランティアの活用等が述べられ、一番大事なこととして「仲間づくり」と「居場所づくり」が強調された。藤木からは、ユース・アシストの紹介と寄り添い型の支援がどのようなものであるかが説明された。櫻井からは、東京都の青少年課長としての経験を踏まえて、更生保護関係機関の支援などの自治体としての施策の紹介に加えて、多機関連携において留意が必要なこととして、お互いの機関で誤解が多いこと（長く一緒にいないと分からないこと）、権限行使においてはそれぞれの機関の判断が尊重されるが情報交換は積極的に行うべきこと、などが強調された。パネリスト及びフロアからの発言者の経験に根差した発言は、他の参加者に大いに有益なものとなった。

様々な組織、様々な立場（組織のトップから現場まで）、様々な地域の方々が一堂に会したことは、お互いの考え方や課題の共通性と認識・手法の違いの双方に気づくことを通じて、研究所のミッションである協働の促進に直接寄与するものとなった。同時に、研究所にとって、関係機関との協力関係の構築につながり、その後に調査研究を進める上で極めて大きな意義があった。

(3) 実務を対象とした調査研究の開始

当研究所では、何よりも、具体的な現況と実務家の取組みを調査研究の対象としている。各機関の専門知を集め、理論と照らし合わせ、又は理論化を行い、他の機関の関係者等と共有を図ることが、1で述べたミッションの実現につながるものと考えている。

この観点から、多くの機関を訪問し、あるいは研究所に招いて研究会を行った。初年度には、京都府警察少年サポートセンター、神奈川県警察少年相談・保護センター（及び同センターの横浜第二方面事務所）、横浜市教育委員会人権教育・児童生徒課、横浜市中央児童相談所、北九州市子ども総合センター、福岡県警察北九州少年サポートセンター、北九州ドロップイン・センター、北九州市青少年課を対象に訪問調査を行った。

¹⁰ シンポジウムの基調講演及びパネルディスカッションの内容は、『社会安全・警察学』創刊号（京都産業大学社会安全・警察学研究所、2014年6月）に掲載している。

¹¹ 資料として、「社会性を害する取り返しのつかない行動と非行の発達での進展経路」、「7大結果のリスク要因」、「7大結果の防御（プロテクトティブ）要因」、「非行と暴力へのリスク要因」及び「重大・深刻で暴力的な慢性の少年犯への包括的戦略」を配布している。

¹² 警察以外の関係者にとって有益であったと同時に、警察関係者にとっても、警察本部長の発言を直接聞く機会として得難いものであったと思われる。

大津少年センター（あすくる）と京都府青少年課非行少年立ち直り支援チーム（ユース・アシスト）を招いた研究会を開催した。いずれも非行少年等の問題を抱えた少年の立ち直り支援に多くの関係者によるチームで対応する枠組みとして、日本の最先端のものである。

先進的な事例を他の機関に紹介するものとして、「子どもと安全」機関関連事例シリーズ」を当研究所の紀要である『社会安全・警察学』に連載することとし、創刊号に上記のあすくとユース・アシストを取り上げた¹³。

京都市教育委員会幹部との出会いをきっかけに、修学院中学校と嵯峨中学校を紹介され、訪問調査を進めることとなった。その後、上記以外の中学校、小学校を含めた継続的な調査に発展している。久保秀雄をはじめとする複数の研究所員（成田秀樹、浦中千佳央、増井敦）が参画し、長期にわたって行われた研究所としての主要な調査研究である。第3の2で説明することとする。

(4) 実務家対象の講演会等

ミニシンポジウム「社会安全のための警察と市民間の情報循環」を、警察関係者、自治体関係者、メディア関係者らを含む約80人の参加を得て、平成26年3月1日に行った。エドワード・ハウリン（英国内務省警察活動透明化ユニット上席政策アドバイザー）が「市民の参加による英国の警察活動—デジタル政策の全体像」と題する基調講演を行い、志賀定紀（京都府警察京都市警察部企画課調査官）が「子どもの安全・市民の安全のための情報発信」と題する対応報告、荒井崇史（追手門学院大学）と筆者が心理学の観点及び社会安全・警察学の観点からコメントした¹⁴。英国内務省が市民に情報を提供するプラットフォームとしてのポータルサイト（police.uk）について、ユーザーの必要性から始めるべきこと、事前知識があることを前提としないこと、一番アクセスしにくい人が使えるようにすること、人を対象としたサービスであること（担当者の氏名写真や説明会の開催予定の表示のようにその後の人間同士の接触ができるように工夫されている。）などの基本的な考え方は、日本でも有益性が高いと思われる。一部メディアからも強い関心が寄せられた¹⁵。

警察大学校警察政策研究センターとの共催で、マリア・ヴェロ（アメリカNCFTA代表）及び郷治知道（警察庁情報技術犯罪対策課捜査指導室長）を招いて、「サイバー犯罪対策に関する講演会」を平成25年9月30日に行った。NCFTAはサイバー空間の脅威に産官学連携によって対処することをめざすアメリカの非営利組織であり、日本版創設の必要性が強く論じられている時期であった¹⁶こともあり、大きな関心が寄せられた。

そのほか、京都府警察サイバー犯罪対策課との共催により、平成26年1月24日に第4回京（みやこ）サイバー犯罪対策協議会を開催し、成田秀樹（研究所員）が「サイバー空間における追跡可能性の確保」と題する基調講演を行っている。

(5) 1年目のその他の活動等

韓国の研究者のキム・ハンチャク（東国大学）らの来訪を受けて、筆者が日本の警察に係る労働法制等の説明を行った（6

¹³ 清水亘（元大津市教育委員会大津少年センター次長）「滋賀県「非行少年立ち直り支援事業（あすくる）」活動の現状と課題」及び中川多鶴子（京都府府民生活部青少年課長）「「非行少年等立ち直り支援チーム」の概要と活動状況—関係機関と連携した京都府の少年非行防止対策—」として掲載されている。

¹⁴ 結果を簡単に筆者がまとめたものが、『社会安全・警察学』第2号（京都産業大学社会安全・警察学研究所、2015年12月）に掲載されている。

¹⁵ 毎日新聞では全国版の時流・底流（3月17日）で「英警察のネット活用」として、長文の記事を掲載した。ハウリン氏の講演内容だけでなく、主な質疑応答や英国警察の発想（「自分たちが市民の統制を受ける存在である」という姿勢が一貫している。）と日本との思想的な違いに関する筆者の総括を含めて紹介している。

¹⁶ 平成25年12月に閣議決定された「「世界一安全な日本」創造戦略」の中で、日本版NCFTAの創設が盛り込まれ、平成26年11月からJC3が業務を開始している。

月5日)。

研究所では、警察政策学会社会安全政策論部会との共催により、社会安全政策論フォーラム「社会安全政策論と警察学の今後」を、6月22日に東京で開催した。所長の渥美東洋が「社会安全政策論の発展と、その応用としての警察作用の検討」と題する特別講演を行い、筆者が「“警察学”のこれまでとこれから」と題する基調講演を行った¹⁷。

研究者を招いた研究会を2回開催した。小宮京(桃山学院大学)からは「警察制度改革と地方分権」、吉田如子(明治大学)からは「これからの警察官像—採用、教養、女性参画、ポリシング—」と題する報告がそれぞれ行われている¹⁸。

なお、1年目途中の平成26年1月30日に、初代所長渥美東洋が急逝した。副所長¹⁹であった筆者が所長代理となり、同年4月1日から2代目所長となった。

3 第1期の2年目及び3年目

(1) 1周年記念シンポジウムの開催

設立1周年を記念したシンポジウム「現代社会と少年非行対策の新潮流」を、平成26年10月17日に本学むすびわざ館で、警察のトップを含む警察関係者、青少年担当課長を含む地方自治体関係者、教育委員会生徒指導主事を含む学校教育関係者、少年鑑別所長を含む法務行政関係者、裁判官を含む司法関係者、研究者ら約100人の参加を得て開催した²⁰。第1部では、メーガン・カーリーチェック(ニューヨーク州立大学)による「アメリカの少年非行対策プログラム」と題する基調講演と、陳慈幸(中正大学)「台湾における少年非行対策の新動向」及び矢島正見(中央大学)「現代日本社会と少年非行対策」の講演が行われた²¹。カーリーチェックからは、思春期の若者を単純に小さな大人としてとらえてはならないことを基本に、少年たちが社会、コミュニティ、家庭の中で成長し成熟するために改善に向けたアプローチをこれらの社会構造の中に位置づけ続けることが重要である、といった指摘がなされた。このほか、少年非行とは異なるが、矢島の講演の中で、青年層・壮年層の置かれている・置かれ始めている社会的状況(底辺の青年・壮年層に鬱積している挫折と怨念があり、ごく一部の者が自己破壊型の特異な犯罪を引き起こすのにつながる)に着目する必要があるが指摘されたのが注目される²²。

第2部は、「サイバーボランティアをめぐって」、「スマホを取り巻く脅威とセキュリティ対策」及び「ネット社会と女子非行」に分かれて、ワークショップを開催した²³。「サイバーボランティアをめぐって」は、四方光(慶應大学)が話題提供者となり、浦中千佳央(研究所員)が司会を務めた。「スマホを取り巻く脅威とセキュリティ対策」は、加賀谷伸一郎(IPAセキュリティ)が話題提供者となり、成田秀樹(研究所員)が司会を務めた。「ネット社会と女子非行」は、矢作由美子(敬愛大学)が話題提供者となり、久保秀雄(研究所員)が司会を務めた。なお、ワークショップの方法はそれぞれで異なっているが、久保が司会をしたワークショップでは、更生保護関係者・警察関係者・行政関係者・教育関係者・

¹⁷ 渥美の特別講演と筆者の基調講演は、警察学論集67巻2号に掲載されている。講演に続いて、四方光(慶應大学)の司会で、小木曾綾(中央大学)、山本龍彦(慶應大学)、浦中千佳央(研究所員)、吉田如子(明治大学)が参加したディスカッションが行われた。浦中の発表は、浦中千佳央「警察学の現状と未来—フランス警察学から—」前掲『社会安全・警察学』創刊号として論文化されている。

¹⁸ 関係する論文が小宮京「組合警察制度に関する研究—警察と地方分権—」前掲『社会安全・警察学』創刊号、吉田如子「なぜ我々には女性警察官が必要なのか」前掲『社会安全・警察学』第2号として掲載されている。

¹⁹ 「学長から指名された者」が所長に事故があるときは職務を代理し、欠けたときは職務を代行することが研究所規程に定められており(4条1項)、副所長と呼称していた。なお、同年4月以降は、「指名」は行われていない。

²⁰ 犯罪社会学会が翌日から本学で開催されることに合わせてこの日とした。

²¹ 第1部の講演の内容は、前掲『社会安全・警察学』第2号に掲載されている。

²² 令和元年に起きた川崎市登戸通り魔事件、京都アニメーション放火殺人事件を踏まえると、この指摘の重要性が一層強く感じられる。

²³ ワークショップごとの司会によるまとめが前掲『社会安全・警察学』第2号に掲載されている。

新聞記者・研究者といった様々な参加者をランダムに4グループに分けたグループ・ディスカッションとその結果の発表という方式で行われている。

(2) 渥美シンポジウムの開催

平成28年2月1日に、警察政策学会社会安全政策教育研究部会との共催で、「犯罪法システムの構築－渥美東洋の政策・法学」と題したシンポジウムを東京で開催した。筆者が「法政策学者としての渥美東洋」、川出敏裕（東京大学）が「渥美東洋博士の刑事訴訟法学」と題する講演を行い、パネルディスカッションでは、堤和道（中央大学）がコーディネーターとなり、パネリストとして新恵里（研究所員）と山本龍彦（慶應大学）が参加し、新が「被害者学・被害者支援政策の分野から」、山本が「渥美刑訴法学と憲法」と題して発言し、講演者も参加して、フロアとの討議が行われた²⁴。

このシンポジウムは、いわゆる渥美スクールの外の者が中心となって、渥美東洋の言説が政策、法学においていかなる今日的意義を持ち得るかを論ずることを狙いとして企画した。刑事訴訟法学、憲法学とも最適の方に登壇してもらえたことで、当初の狙い以上に有意義なものになったと考えている。コーディネーターとフロアの多くの参加者が渥美スクールの中で、そうでない者が講演者、パネリストになるのは異例ともいえるが、緊張感がある中で、建設的な論議が行われるものとなった。

筆者としては、渥美のアメリカの刑事司法に関する深い知見を背景とした言説が、大分弁護士会による当番弁護士制度として結実し、日本における捜査段階の弁護実務を大きく変化させたことを紹介し、渥美をInspireする者として位置づけたことを含めて、有意義なものにできたと考えている。

(3) 警察政策フォーラムの共催

警察大学校警察政策研究センター及び「市民生活の自由と安全」研究会との共催により、＜警察政策フォーラム＞「変容する国際テロ情勢への対応～「伊勢志摩サミット」に向けて～」を、平成27年9月18日、東京で開催した。当研究所の主たる調査研究対象は前述のとおり子どもの安全であったが、社会安全・警察学に関連するそのときどきの社会的関心に、専門知を有する組織として応えることは、研究所にとって重要な事柄であると考え、共催したものである²⁵。フランスにおけるテロ対策に関して、本フォーラムでフランソワ・デュー（トゥールーズ第1社会科学大学）が基調講演を行い、その中で移民系の若者の社会的疎外感、過激化防止の必要性に関して言及したが、その翌々月にパリで銃撃事件等の連続テロ事件が発生した（11月13日）こともあって、一層注目されることになった。

(4) 実務を対象とした調査研究

学校調査として、前年に引き続き、京都市内の先進的な取り組みを行っている学校を対象に、地域社会との関りや社会参加意識・規範意識の強化などの面に着目した社会学的調査を実施し、概ね調査を終えた。合わせて、困難を抱えつつ取り組みに当たっている中学校と小学校を対象とした観察調査を継続的に行った。

西京立ち直り支援ネットワーク会長の南舎建男を招いて、「非行少年の立ち直り支援：西京立ち直り支援ネットワークの結成と活動」と題した研究会を開催した。同ネットワークについては、須賀博志（研究所員）らによって、南及びその

²⁴ 冒頭の椎橋隆幸（中央大学）の開会あいさつを含め、全体が『社会安全・警察学』第3号（京都産業大学社会安全・警察学研究所、2017年3月）に掲載されている。なお、警察政策学会資料91号にも収録されている。

²⁵ フォーラムについては、『警察政策研究』第20号（警察大学校警察政策研究センター、2017年）参照。なお、デューの来日と講演に当たっては、浦中千佳央（研究所員）がサポートをした。講演内容の原稿化に関して、浦中の協力に対する謝意が警察政策研究センターから表されている（8頁）。

次の会長である齋藤常子に対するインタビューと、支援活動(ラグビー)の参与観察等が行われ、分析等を加えたものが「子どもと安全」機関間連携事例シリーズの一つとして、紀要に掲載されている²⁶。

実務家を招いた研究会として、斎藤美由紀(広島県呉市立片山中学校長)を招いた研究会を開催した。「教えきる・かわりきる・育てきる」生徒指導・教育相談の在り方について、理念に立った実践例が示された。教員に対する暴力事案を看過してはならず、学校組織として責任をもって対応すべきこと、被害届を出して警察の介入を受ける(警察が生徒を逮捕する)のは教育の放棄ではなく、「許されんことは許されん」ことを明確にしつつ、同時に全力を尽くして子どもを支援する(立ち直りを図り、多くの関係者の協力を得つつ進路先を確保する)のとセットで取り組むべきことが述べられた。覚悟をもった学校側には、警察の側も覚悟をもって取り組まなければならないことが強く印象付けられた。また、大西嘉彦(裁判官)を招いて、「少年審判における審判官の判断過程」をテーマに研究会を開催した。

奈良少年院、滋賀県警察本部(少年サポートセンター)、松江市青少年支援センター、島根県警察本部・松江警察署、美保学園(少年院)を訪問調査した。

このほか、実務家による研究結果を発表する場を提供することも有意義であることから、実務家研究ノートとして出原基成(警察庁長官官房調査官)執筆原稿を紀要に掲載した²⁷。

(5) 実務家対象の講演会

「現代社会とコミュニティ」と題する講演会を、平成26年12月4日に開催した²⁸。マーカス・フェルソン(テキサス州立大学)が「現代社会における安全な地域社会」、藤岡一郎(本学名誉教授)²⁹が「わが国における犯罪予防とコミュニティ」と題する講演をそれぞれ行った。

(6) 大学の教育活動との連携

本学法学部と研究所の共催により、法学部法政策学科フィールド・リサーチ科目である社会安全プログラム履修生による「47都道府県警察本部HP調査成果報告会」を平成26年12月17日に開催した。実務家の参加も得て、学生によってより有益かつ充実した報告会とすることができた。

なお、大学教育そのものではないが、本学創立50周年記念事業である「OB・OGむすびわざ交流会【警察官・消防士・教員(小中高教諭)編】～地域の“絆”安心・安全と学校教育～」(平成27年7月5日)に研究所として参加し、「本学の取り組みと現状」に関して筆者が講演を行っている。

(7) その他の活動等

研究者を招く研究会として、西川信廣(本学文化学部)による「コミュニティ・スクールの理念と可能性」、山本智也(京都ノートルダム女子大学)による「非行臨床による家族支援」、佐々木利廣(本学経営学部)による「マルチセクター協

²⁶ 須賀博志「スポーツを通じた少年の立ち直り支援活動—西京警察署と西京立ち直り支援ネットワークの連携—」前掲『社会安全・警察学』第2号。

²⁷ 出原基成「事前予防的(プロアクティブ)な少年非行対策～多機関連携のハードルを乗り越える～」前掲『社会安全・警察学』第2号。

²⁸ 講演内容は、前掲『社会安全・警察学』第2号に掲載されている。なお、これとは別に、平成26年12月2日、アジア警察政策学会年次総会フォーラム第1部「現代社会における犯罪予防」が東京で開催され、フェルソンが「現代社会における犯罪の減少」、筆者が「近年の犯罪減少をもたらしたもの」と題する講演を行っており、警察学論集68巻6号にいずれも掲載されている。

²⁹ 藤岡は、刑事法・刑事政策の研究者で、研究所設立時の本学学長である(学長在任期間平成22年10月から平成26年9月まで)。「社会安全・警察学」の創刊号に「社会安全・警察学」の発刊に寄せて」と題した寄稿をしている。

働の形成と移転過程」、久保秀雄（研究所員）及び平阪美穂（京都聖母女学院短期大学）による「開かれた学校づくりによる子どもの健全育成」、藤田大輔（大阪教育大学）による「セーフティプロモーションスクール（SPS）の考え方と進め方～大阪教育大学における取組から～」を開催した。

また、新たなプロジェクトも視野に、山口亮子（研究所員）による「児童虐待・ネグレクトに関するアメリカの法手続と日本法の若干の比較」、フランソワ・デュー（トゥールーズ第1社会科学大学）による「フランスにおける配偶者暴力に関して」の研究会を開催した。いずれも、後述の新たなプロジェクトの一環として、論文化されている（第2の3（8））。

国際的な発信として、筆者が、韓国警察大学主催のシンポジウム「Support for Victims of Crime and the Role of Police」に出席し、日本における警察の被害者支援の歴史と今日の状況に関する講演を行った（平成27年10月2日）。

成田秀樹（研究所員）が、京都府警察犯罪抑止調査研究会会長として、性犯罪対策研究部会³⁰に加わり、同部会として報告書を作成した（平成27年8月）。

4 日本一シンポジウムの開催

(1) 開催趣旨と概要

非行の防止と非行少年の立ち直り支援に関するそれまでの調査研究及び関係機関との協力関係設定の集大成として、シンポジウム「子どもの非行防止 日本一をめざして」を、内閣府、文部科学省及び警察庁の後援を得て、平成27年1月24日に、本学むすびわご館で、関係行政の責任者（県の部長及び国の室長）を基調講演者に迎え、警察組織のトップを含む警察関係者、青少年担当課長、児童相談所長らを含む地方自治体関係者、法務行政関係者、教育委員会の児童生徒担当の課長を含む教育関係者、ボランティア、研究者ら約100人の参加を得て開催した。

いささか大それた名称であるが、日本各地で、様々な面で「日本一」と思える施策を構築し、あるいは極めて優れた実践に当たっている方々に集まってもらい、多くの関係者がそれらの知見を共有するだけでなく、取組みの熱さも共有してもらうことが各地の実務の進展につながるのと考えを基に企画した。それまでの調査研究で良い施策の存在を知り、熱心な実務家と出会えたことで、これだけの方々に集まっていただけだと思っている³¹。研究所にとって第1期の集大成ともいえるものであり、以下でやや詳しく紹介する。

シンポジウムでは、高知県地域福祉部長の井奥和男が「高知家の子ども見守りプラン」について、内閣府子ども若者・子育て支援施策総合推進室長の安田貴彦が「政府の子ども・若者支援施策と少年非行防止」と題して、基調講演を行った。高知県の井奥を招いたのは、同県が、非行防止・非行少年の立ち直り支援に関して、広がりも深さも日本で最も優れた取組みをしていると判断されたからである。安田からは、年齢期ごと、関係機関ごとの連携の重要性の指摘とともに、子ども・若者育成支援推進法に基づく地域協議会の設置を促進する必要性などについて説明がなされた。

パネルディスカッションでは、筆者がコーディネーターを務め、成田秀樹（研究所員）が「包括的少年非行対策とその理論的基礎」、斎藤美由紀（広島県呉市片山中学校長）が「学校組織で取り組む自己指導力の育成」、阿部敏子（神奈川県少年相談・保護センター所長）が「子どもを守り、育てる 学校・児童相談所・警察の連携」、村上誠（松江市青少年支援センター所長）が「困難を抱える若者への就労支援について」の報告をした後で、基調講演者も参加し、フロアとの質疑応答等を行った。

³⁰ 研究部会は成田を含む6人の研究委員と行政関係者である委員らで構成され、平成26年11月から平成27年8月まで置かれた。報告書は以下に掲載されている。<https://www.pref.kyoto.jp/fukei/anzen/seitai/tokumei/documents/houkoku2803.pdf>

³¹ パネリストの斎藤とは、平成26年6月7日に「ストップ非行 未来に種まき リレーシンポジウムin高知」で出会った（筆者が基調講演、斎藤がパネルディスカッションのキースピーカーをした。）のがきっかけで、同年9月に研究所の研究会に招き、さらに多くの人に聞いてもらえるようにこのシンポジウムに招くこととなった。

(2) 高知県の包括的取組み

「高知家の子ども見守りプラン」³²は、知事のリーダーシップの下、教育委員会、警察本部、知事部局が連携して非行問題への抜本的対策を検討し、トータルプランとして、平成25年6月に策定したものである。

井奥の基調講演の中では、①子どもの規範意識を育み、非行を未然に防止するための取組の強化、②学校における生徒指導体制の強化、③子どもの立直りを支援し、社会で孤立させないための取組の強化、④地域で子どもを見守り、育む機運の醸成、⑤養育上の課題がある家庭に対するアプローチの強化、⑥発達の気になる子どもや保護者への支援の充実、⑦子どもが自立した社会生活を営む基礎づくり、の7つを取り組むべき課題として明らかにした上で、県の各部門だけでなく民間とも協定を結んで取組み体制を構築したことが述べられた。集中的に取り組んでいる事業内容として、i 学校や地域における少年非行の防止の仕組みづくりとその定着及び普及促進！（民生・児童委員等と学校・家庭が連携した地域社会における少年非行の防止の仕組みづくりなどを県内全域に定着・普及させる様々な取組の強化）、ii 無職の非行少年の立ち直りにつながる就労支援の取組の強化！（無職の非行少年の就職に向けたきっかけづくりとするため、見守り雇用主として県に登録する事業所でのしごと体験講習を実施）、iii 深夜に徘徊する少年の減少と万引き防止に向けた官民協働の取組の強化！（官民が一体となって、不良行為による補導人数の約60%を占める深夜徘徊を減少させる取組と入口型非行人数の約60%を占める万引きの防止対策の推進）、iv 少年サポートセンターと中央児童相談所の連携を強化することにより、早期からの少年非行の防止対策を強化！（少年サポートセンターの機能強化～福祉専門職（児童福祉司・児童心理司）の配置、非行相談援助活動、立直り支援の取組を強化）、の4点が紹介された。

初代研究所長であった渥美をはじめ、包括的な取組みと連携の必要性を主張する研究者は多くいたが、ここまで包括的で、多くの機関や民間の力を結集する施策は、誰も構想したことのない、画期的な取組みといえる。民生委員・児童委員が学校単位で子どもと関わる制度、少年サポートセンターへの児童福祉司の配置など、一つ一つの施策のみでも他府県に類のないものであるが、それ以上に、少年非行の問題に対するトータルな取組みが行われていることが何よりも特筆される。

他のシンポジストからのコメントや質疑応答を通じて、幼児の段階から就労支援に至るまでを射程に入れていること、見守り雇用主制度が予防の視点からも取り入れられていること、論議があったが取組みを持続的継続的に行うために必要であるとして指標としての数値目標が盛り込まれていること、「親育ち」として就学前及び就学後の親への教育の強化が図られていること、少年サポートセンターへの福祉専門職の配置が地域福祉部からの派遣として行われていること、派遣先での経験が児童相談所等の施設で活かされることが期待されていること、といったことが明らかになった。

(3) 各地の取組みの報告

中学校長である斎藤からは、「絶対に指導の入らない生徒はいない。本気で正対したら、必ず指導が入る。」という経験に根差した信念とともに、学校における生徒指導の取組みが述べられた。理論や根拠が実践的な指導力の裏付けになること、スキルや実践的能力がなければならないこと、そして子どもを思うこと（熱意、愛情）が指導理念としてあることの三つの必要性が指摘されたが、教育だけでなく、非行系の少年に相対する全ての人にとって同じであるといえる。また、「自慢の教員、自慢の生徒」として、大人を含めてプラスのフィードバックをしていることが述べられた。「教え切る、関わり切る、育て切る」という「やり切る姿勢」が強調されたことも印象的であった。

少年相談・保護センター所長である阿部からは、連携に関して、スクールサポーターの学校訪問によって警察と小学校との距離が縮まったこと、教育委員会とともに非行防止教室を高校生が小学校で行う施策を行い小学生にも好評であると

³² <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/060401/files/2017042000170/mimamori-puran-h25-6.pdf>に掲載されている。

同時に高校生の自己有用感にもつながること、中学校の生徒が主体的に調査研究した結果を発表するという「非行・被害防止サミット」を横浜市の半分の学警連で行っていること、学校警察連携制度³³が特に横浜市との間で機能していること（同市では平成25年度に警察からの連絡が483人であったのに対し、学校から警察への連絡が818人と上回っている。その背景に同市教育委員会の学校現場への丁寧な説明があり、事件化できない事案でも連絡票を受けて警察署が指導し、センターが継続的な相談対応に当たっている。）、問題行動をする少年のグループを抱える学校を支援する少年サポートチームの活動が学校と地域との連帯感の醸成を含めて機能していることが紹介された。最後に、多機関連携において、「丸投げしている」、「手を抜いていてやってくれない」といった声もあがるが、それを乗り越えていくには、顔の見える信頼関係づくりと、機関の役割と法的根拠をしっかりと正しく知って、相互理解を図ることが求められることが強調された。

村上からは、問題を抱える子ども・若者（問題行動だけでなく、ニート、不登校、引きこもり等を含む。）を対象とした松江市青少年支援センター事業の経緯（島根県における三部局（健康福祉部、教育委員会、警察本部）の連携による事業の一つとして平成16年7月に立ち上げられたこと）及び体制（所長、指導員4人、警察の少年サポートセンター2人）について説明があった上で、就労支援（有償体験事業を含む。）、学習支援、交流・体験活動、生活支援の取組みとそのためネットワークが紹介された³⁴。

(4) ディスカッションの成果

前述の高知県の子ども見守りプランに係るもののほか、多くの質問が寄せられ、当初の報告をより充実させるものとなった。以下、斎藤の追加的な説明、他のシンポジスト及び関連機関の職員からの補足的な説明、フロア参加者からの施策の説明の順に述べる。

学校に関して、斎藤から、学校と警察の連携では同じゴールのイメージを持つ（どんな生徒を育てていきたいのかという思いを共有化していく）ことが大事であること、厳しい状況の学校では校長として全力で職員を守ることをまず表明し、宝である職員の思いをしっかりと聴き入れ、どんなに荒れている学校でもゴールを共有し、最終的にこんな学校をつくりたいというイメージを職員と一緒に語ってスタートさせた経験が述べられた。生徒の逮捕事案では、保護者が怒鳴り込んでくるのは子どものことを思っているからなのでチャンスととらえ、子どものことを思う気持ちは一緒であり、審判が下って戻ってきたときには就職・進学を保障する、「最後まで関わり切る」ことを伝え、他機関の力を借りて、実際に就職・進学ができるようにしてきたことが述べられた。その際、警察にはスクールサポーターを付けてもらい、子ども家庭センターや地域の学習支援に関わってくれる方、PTAの会長も地域の方や保護者を支えていくという人の輪が繋がった、それで教職員が安心して授業ができる、地域の保護者の方も安心してもらうことができた、との説明があった。

子ども・若者支援地域協議会のグッドプラクティスとして、安田から佐賀県のNPOでアウトリーチ活動をし、伴走型の支援に取り組むスチューデント・サポート・フェイス³⁵が県の中核的な指定支援機関になっている例が紹介された。

横浜市の学校・児童相談所・警察の連携については、阿部の前記報告に対応するものとして、山川伸二（横浜市教育委員会人権教育・児童生徒課長）から、健全育成に向けた警察との情報共有が進められているのは、警察に任せるのではなく教育として子どもと粘り強く関わっていくこと（その上で社会でも許されないことは学校でも許されないことを子ど

³³ 「児童生徒の健全育成に関する警察と学校の相互連携に係る協定書」（平成16年11月1日、神奈川県警察本部長と横浜市教育長との間で締結）及び同市教育委員会の情報提供ガイドラインについては、同市教育委員会の「児童・生徒指導の手引き」の資料編（下記参照）に掲載されている。 https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kyoiku/sesaku/tjime/20150605163326.files/tebiki_shiryou.pdf

³⁴ 松江市青少年支援センターは、平成22年4月以降は子ども・若者総合相談センターの機能も併せ持っている。センターの概要については、下記ウェブサイト参照。 <http://www1.city.matsue.shimane.jp/kyoiku/seishounen/seishounen.html>

³⁵ 同法人については、下記参照。 <http://student-support.jp/SSFgroup.html>

もに伝えるのに警察との連携が必要になることをはっきりさせること)、ii 学校と警察との信頼関係が築かれていること、iii それぞれがそれぞれの役割・立場をしっかりと理解していること、の三つが前提にある(特にiiiが重要である)ことが述べられた。あわせて、生徒指導(支援)を担当し、警察との連携の核となる教員を全小学校に配置していることが紹介された。清水孝教(横浜市北部児童相談所長)から、学警連に児童相談所として参加するのは数の違いから大変な面がある(横浜市内の学校は500校、警察署は20数か所あるのに対し、児童相談所は4所しかない。)が、出席するメリットは大きく、連携の早さ、情報の正確さ、実行対応の仕方が働くとの指摘がされた。また阿部から、規範意識対策として、1人ひとりがかけがえのない存在だということを意識してもらい、その中で社会の法的なルールを事実として分かってもらうことが大事だとの補足があった。

村上からは、中学校3年生で進学しない子をセンターが引き受けて協力事業所で体験をしてもらうが、やんちゃ系の場合、やる気が落ちているのでできるまで付き添うことが大事だとの説明があった。すぐにはうまくいかないで、関わり続ける必要性が指摘された。また、関係機関のはざまにいる子ども・若者に関して、関係機関同士のつながりが大事であること、松江市では不登校対策としてサポートワーカー(教員及び警察官OB)が置かれており、家庭に入って必要な場合にセンターにつないでくることが、県では高校中退者対策として連絡調整員制度があり、退学した者をつないでいるとの説明があった。

優れた取り組みを行っているフロア参加者からもそれぞれの実情が述べられた。堀井智帆(福岡県警察北九州少年サポートセンター)からは、予防としての広報活動に取り組んでおり、「脅し」ではなく、命の大切さや親子関係の重要性を訴え、相談につながるような「魂を揺さぶる」話をしていること、保育園・幼稚園の保護者にチャイルドケア活動として、乳幼児期の親子関係が思春期の問題につながることを中心に伝えることが述べられた³⁶。野村朋美(東京都青少年・治安対策本部青少年課長)から、都の施策として、保護司活動との連携として支援協議会の設置、少年支援ガイドブックの発行と、ワンストップセンターである「びあすば」が紹介されたが、支援期間が35月平均に及んでおり、何をもちて支援を終了するのか、伴走型の支援はどこまでやるのかが問題となっているとの説明があった。

「包括的」の意味に関して、成田から、i 少年非行問題の全ての段階に関わること(1次予防、2次予防、3次予防を含む³⁷)、ii 非行深度が異なる全ての非行少年を対象としていること、iii 多様な問題に対して多様な関係機関・団体が連携して対処に当たること、iv これらの機関や団体における資源を持ち合せて対処する、という4点での包括的な対策が大事だと言われている、との補足があった。

5 第1期の総括

(1) 子どもの非行防止に係る調査研究と発信

研究所の1期目は、「子どもと安全」、特に子どもの非行防止と立ち直りを主な研究テーマとし、多くの機関の実態を知り、協力関係を形成した上で、調査研究を進め、あわせて関係者が一堂に会して、知見を交流できる場の設定に当たった。4に記載した日本一シンポジウムは、その到達点と考えている。

日本一シンポジウムで示したように、地域の人づくり・子育てで支援を担う地方自治体を中心となって取り組むことによって、幼児段階の親への働きかけから就職支援に至るまでの包括的な対策を展開することが可能であり、実際に展開されて

³⁶ 北九州市側(青少年課)から、同市の「非行を生まない地域づくり」推進本部の取り組みに関して資料配布があった。その中では、協力雇用主に損害が生じた場合の見舞金制度、市の入札参加資格の優遇や参加奨励金を支給する就労支援制度と、深夜の22時から翌朝7時まで開所し、深夜はいかいを繰り返す青少年への声かけや相談対応、立ち直り支援に当たる北九州市ドロップイン・センターが特に注目される

³⁷ 成田は報告の中で、公衆衛生モデルと同様に考えることができるとし、予防対策が1次予防、入口対策が2次予防、立ち直り対策が3次予防に当たると述べている。

いることが明らかとなった。また、官民の協力関係の設定や、関係機関の連携・協働についても、各地で様々な形で進められており、それらの先端的な施策を多くの地域、機関、立場の方々に発信し、共有を図ることができた。あわせて、優れた実践に取り組んでいる「人」の存在と、その思いについても明確な形で示すことができた（理論・根拠に裏付けられた実践的な指導力と、スキル・実践能力、子どもを思う熱意・愛情をもっていなければならないとする日本一シンポにおける斎藤の報告が代表例である。）。

同時に、現場からの報告を踏まえると、関係機関の連携には、それぞれの機関の主体的な力量及び取組姿勢を前提として、関係機関の間での相互理解が重要なカギとなることが明らかとなった。

(2) 学問的調査研究

京都市内の複数の中学校及び小学校を対象に、社会学的調査研究を精力的に行った。この期間内に対外的な発表には至っていないが、多くの重要な知見が得られている。

また、(1) で述べたように、関係機関の連携の上では相互理解が重要であり、警察等の実態を学問的に解明することが関係機関の協働にもつながることが明らかになった。この認識が第2で述べる RISTEX 調査研究につながっている。

なお、平成27年11月以降は、RISTEX 調査研究が研究所の主たる業務となったことから、第2で述べることとする。

(3) 研究所としてのプレゼンス

研究所は、設立以来、社会の安全や警察に関する専門知を有する研究者の所属する日本で唯一の組織として、様々な場面で構成員の見解が求められる状況が生じている。単なるコメントにとどまらず、長文の見解が新聞に載せられることもしばしばであった³⁸。有意義な知見を社会に提供するとともに、研究所としてのプレゼンスを高めるものともなったと考えている。

実務家との関係では、設立シンポジウムにおける京都府警察本部長の出席をはじめ、京都府警察など多くの警察組織の間でかなり知られた存在であった³⁹が、他の機関におけるプレゼンスは一部を除きそれほど高いとはいえず、向上に向けて引き続き取り組む必要性が感じられた。

第2 RISTEX プロジェクト調査研究

1 プロジェクトの採択と基本発想

(1) プロジェクトの採択

研究所では、平成27年に、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）の社会技術研究開発センター（RISTEX）が同年から新たに設けた研究開発領域「安全な暮らしをつくる新しい公／私空間の構築」に、筆者が代表を務める研究開発プロジェクト「親密圏内事案への警察の介入過程の見える化による多機関連携の推進」⁴⁰（以下単に「プロジェクト」と記載）として応募、採択された。同年11月から平成31年3月（当初の計画では平成30年11月であったのを変更）までの間、

³⁸ 例えば、毎日新聞の「論点」（平成26年5月9日）では、情報技術発達とプライバシーに関する3人の論者の1人として筆者の見解が載せられている。京都新聞の「ニュースを読み解く」（平成26年6月9日）では、防犯カメラに関する2人の論者の1人として、筆者の見解が載せられている。

³⁹ 研究所の活動及び関連する報道だけでなく、警察大学校での筆者の講義（毎年警察大学校で2000人を超える警察幹部に講義をしており、その中で研究所の存在と目標について伝えている。）も反映しているものと考えている。

⁴⁰ RISTEXでは、研究代表者の氏名を略称に用いており、「田村プロジェクト」と呼ばれている。

大型の研究資金を得て⁴⁾、研究所外の研究者、実務経験者にも加わってもらい、調査研究を行った。

研究所第2期（平成28年度から30年度）は、プロジェクトの採択を踏まえ、「コミュニティと多機関の連携による親密圏内の犯罪予防・立ち直り支援」を研究課題とし、親密圏内の犯罪予防、多機関連携及び警察のあり方を研究対象として取り組んだ。本節では、このうち、プロジェクトの調査研究について、平成27年度中の関連する活動とあわせて、述べることとする。

なお、学校調査研究をはじめとする RISTEX 調査研究以外の研究所の活動については、現在の取組みと合わせて、第3で述べる。

(2) プロジェクトの基本発想

プロジェクトは、「親密圏内事案」への「警察の刑事的介入」を解明することを、中心的な課題としている。「親密圏内事案」とは、家庭内又は学校内における事案であって、刑罰法令に触れる行為を含んだものである。児童虐待、配偶者からの暴力、校内暴力（生徒間暴力、対教師暴力）などが該当する。継続的な関係のある閉鎖的な集団の中の事案であって、一定限度の自律性が存在し、「警察がすべて介入をすればいい」とはされていないし、事態の解決に向けて警察以外の機関も関わることになる。「刑事的介入」とは、警察が「犯罪」として刑事訴訟法に基づく捜査権限を行使すること又は14歳未満の少年の場合に「触法事案」として少年法に基づく調査権限を行使することである。構成要件に該当する行為すべてが警察の刑事的介入の対象となるわけではない。プロジェクトの調査研究は、どのような判断で刑事的介入が行われるのか（又は行われないのか）を明らかにしようとするものである。

このテーマで調査研究することとしたのは、以下の考えによるものである。

- ①親密圏内事案は、児童相談所や学校など、警察以外の機関が深く関わることとなり、警察を含めた多機関連携が求められる場合が多い。
- ②多機関連携を円滑に進めるには、それぞれが連携相手となる機関のことをよく知ることが重要である。
- ③警察は、他の機関と違いが大きく、他の機関からみて分かりにくい存在である。特に、刑事的介入は、他の行政と全く異なっていることから、他の機関にとって極めて分かりにくいものとなっている。
- ④警察には、自らの刑事的介入の特性等を他の機関に説明するための資料は存在しないし、自覚的な整理もなされていない。
- ⑤日本では、警察を対象として実態を解明する研究は、極めて少ない。特に刑事的介入に関する研究はほとんどない。
- ⑥警察の刑事的介入を解明する（刑事的介入がどのようなものであり、どのような場合にどのような要素を考慮して判断がなされるのかを明らかにする）ことは、他機関が警察を理解できるようになることを通じて、警察を含む多連携連携の円滑化につながる（「見える化による多連携の推進」というプロジェクトの題名はこのことを意味している。）。

(3) プロジェクトの調査研究対象と体制

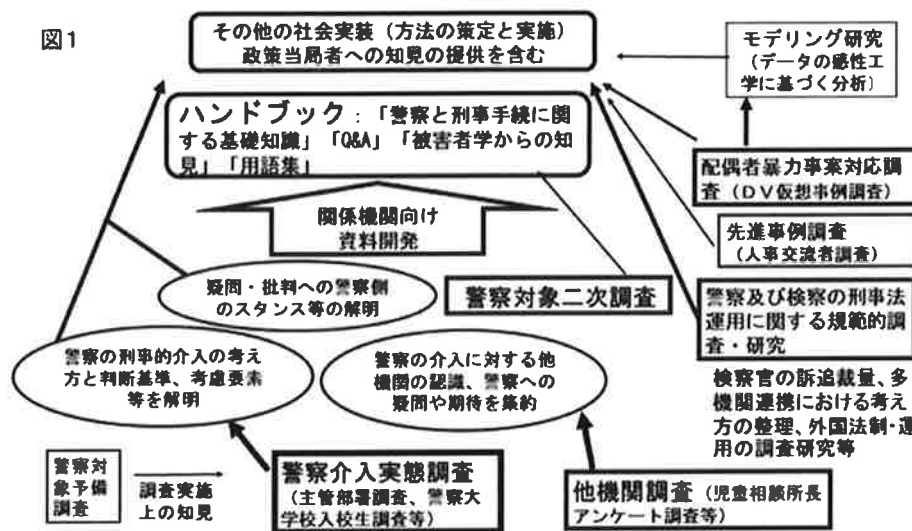
プロジェクトでは、(2)で述べた警察の刑事的介入の解明を中心的課題としつつ、関係機関側の警察に対する認識や疑問等の調査、連携におけるグッドプラクティスの調査、刑事法運用の実態調査と外国法制調査を含む規範的な調査研究、配偶者暴力事案における警察と民間組織の聴取の比較研究など、関連する調査研究を行った。なお、期間・体制が限られていることもあって、児童虐待事案が中心となっている。

研究所の所長である筆者がプロジェクトの代表を務め、研究所員の須賀博志、増井敦、浦中千佳央及び新恵里が中核と

⁴⁾ 最終的に、直接経費で約4700万円の規模となった。

なって、研究所のその他のメンバー⁴²とともに、学内研究者、他大学研究者と（元）実務家の参画を得て進めた⁴³。具体的には、筆者が警察を対象とする調査、須賀が全体の事務統括と人事交流調査、増井が刑事法運用に関する規範的調査研究、浦中が警察大学校入校生を対象とする社会学的調査、新が配偶者暴力事案対応調査について、責任者となって調査研究を進めた。（元）実務家は主に調査研究への助言をしてもらったが、児童相談所長経験者の岡聰志と清水孝教には、児童相談所長対象アンケート調査を行い、児童相談所側の警察に対する認識・期待・批判・疑問に関する調査分析にも当たってもらっている。

調査研究の全体像を大まかに示すと、図1のとおりである。



以下では、調査研究結果について、警察の刑事的介入の解明と、その他に分けて、概要を述べる。なお、調査研究結果の内容等については、「研究開発実施終了報告書」がRISTEXから公開されている⁴⁴。

2 警察の刑事的介入の解明

(1) 主な調査

平成27年度においては、警察の刑事的介入に関する文献（警察組織内の資料を含む。）調査と、ある県警察⁴⁵の協力を得た予備的調査を実施した。平成28年度には、6県警察の本部の児童虐待担当部署等の責任者を対象とする聴き取り調査を筆者ら⁴⁶が行った（29年度に1県追加訪問調査したので、聴き取り調査は合計で7県警察となっている。）。また、警察

⁴² 研究所には、本学教員（法学部教授、准教授）である研究所員のほか、他大学の研究者を客員研究員に招いている。平成28年度の第2期開始時点で、研究所員として、須賀、増井、浦中、新のほか、岡本昌子、久保秀雄、中村邦義、成田秀樹及び山口亮子が在籍している（山口は平成29年度から客員研究員）。客員研究員には、大橋忠司（同志社大学）と平阪美穂（京都聖母学院短期大学）が在籍していた。このほか、平成28年1月から30年11月まで、RISTEX予算を基に、研究員として吉田如子を雇用している。

⁴³ 研究所外の荻野晃大（本学コンピュータ理工学部）、稲谷龍彦（京都大学）、矢作由美子（文教大学）、若林隆生（元滋賀県警察生活安全部長）、岡聰志（元横浜市南部児童相談所長）、清水孝教（元横浜市北部児童相談所長）、菅原正興（横浜市中央児童相談所長）の参加を得ている（肩書は研究終了時）。

⁴⁴ https://www.jst.go.jp/ristex/pdf/pp/JST_1115150_15666726_tamura_ER.pdf

⁴⁵ 特定を避けるために、都道府県警察をすべて「県警察」と記載する。

⁴⁶ 筆者が7県の全て、増井教、稲谷龍彦が複数県、須賀博志、成田秀樹、浦中千佳央及び矢作由美子が1県に同行し調査している。

大学校警部任用科入校生を対象にしたインタビュー調査⁴⁷が行われ、警察官（警部又は警部昇任予定の警部補）の考え方が調査された。平成29年度には、警察対象二次調査として、警察の上級捜査幹部経験者を対象に、児童相談所対象の調査（3（2））によって判明した児童相談所側の意見・要望に対する考えや、ある想定事例に対する見解を、座談会及び書面調査によって実施した⁴⁸。座談会では、それまでの調査結果を踏まえて筆者が構成した刑事的介入についての仮説に対する見解も聴取した。このほか、警察大学校入校生に対する調査票調査も行われている⁴⁹。

平成29年度の後半からは、成果の取りまとめに向けた作業が中心となったが、同年度に1警察の本部、30年度に1警察署に訪問調査を行っている。

（2）刑事的介入（警察捜査）に係る調査研究結果

警察の刑事的介入のうち、成人を対象とする捜査（警察捜査）⁵⁰については、独自性と強権性、流動性と秘匿性、高度な立証の必要性（合理的な疑いを超える立証が求められるため、証拠収集に多大な労力が費やされ、十分な立証を最優先にしなければならないこと）、迅速性の要求と膨大な作業の必要性といった特徴がある。

警察捜査をめぐっては、かつては専ら国家刑罰権の行使につながるものとしてとらえる「司法警察型捜査観」が一般的であったが、平成期に警察という行政機関の設置目的（警察の責務）を達成するための手段としてとらえる考え方が広がり、さらに、平成25年の人身安全関連事案対処通達⁵¹以後は、個人保護のための捜査（個人保護型捜査）が展開され、人身安全関連事案（恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案、児童虐待など）の検挙が急増している。

警察捜査の判断（捜査を開始し、それを継続するかどうかの判断で、警察では「事件化」という言葉が多く用いられる。）には、個人被害犯罪の場合、被害者の意思、証拠状況、事件捜査価値という三つの側面がある（図2参照）。

被害者の意思は、捜査を開始する一般的な要因である。被害届が提出されれば捜査を開始し、なければ捜査を開始しないのが通例といえる。被害者の意思が確定していない段階では、警察の対応（被害届を出すよう説得する、促す、様々なことを考慮することを奨励するなど）が、被害届を出すに至るかどうか大きな影響を与える。被害者が意思を表明できない状態にある場合や、子どものように被害届を出すことを本人のみに求めるのが相当でない場合には、保護者の被害届を受け、又は被害届なしに捜査が行われることになる。

図2

警察捜査の判断枠組み

被害者の意思

被害者の意思(被害届の提出)は捜査を開始する一般的な要因
 *被害届があれば捜査を開始し、なければ開始しないのが通例
 *確定的な被害届出意思がない相談事案も多い
 =警察側の対応(提出説得・促し・熟考奨励等)で異なる結果
 (警察としての事件捜査価値判断がその背景)

証拠状況

証拠が十分にそろえることが検察官への送致の前提
 *「犯罪ありと恩料」できる証拠がないと捜査開始自体できない
 *重篤な児童虐待事案では証拠収集の困難性が重大な問題

事件捜査価値

①刑事事件としての当罰性
 ②警察目的達成上の必要性(個人の保護、公共の安全秩序の維持)
 ③捜査の制約要因
 警察の資源分配上の問題(A)と被害者の受ける不利益(B)

⁴⁷ 警部任用科入校生46人を対象にしたインタビュー調査。インタビュアーはすべて吉田如子であるが、平成28年5月調査（18人対象）は半構造化面接調査、9月調査（18人対象）及び平成29年2月調査（10人対象）は、筆者の提示した設問に応じてもらう方式による。なお、対象者は児童虐待事件の捜査経験のない者が大半である。

⁴⁸ 平成26年度以降に捜査第一課長等の刑事部門の上級幹部の職にあった9人を対象とした調査で、4人を対象とした座談会と5人を対象にした書面調査を実施している。

⁴⁹ 浦中千佳央らによって警部任用科51期及び52期生を対象として実施された。結果については、前記インタビュー調査と合わせて、浦中千佳央・吉田如子「(資料)警察大学校面接調査、調査票調査について」『社会安全・警察学』第5号（京都産業大学社会安全・警察学研究所、2019年3月）にまとめられている。

⁵⁰ 触法調査はもとより、未成年者に対する犯罪捜査も少年の健全育成を目指して行われるため同一に論ずることはできない。今回の調査研究は、専ら成人を対象としている。

⁵¹ 平成25年12月6日付の警察庁の生活安全局長・刑事局長通達「人身安全関連事案に対処するための体制の確立について」。

証拠状況が実務上極めて大きな意味をもつ。立証できるだけの十分な証拠が収集されなければ検挙（被疑者の逮捕又は検察官への送致）をすることはできないし、乳幼児被害や被害者死亡事案では証拠が乏しく捜査をしていることを対外的に言えないことも多い。他機関から見て、「軽微な事件が摘発されて重大な事件が摘発されない」ことを不審に感じられることがあるが、求められる証拠の程度が非常に高いため、被害者が死亡しあるいは意識がなくなっているときには、自供がない限り立証が極めて困難であることが背景にある。

警察の事件捜査価値判断には、刑事事件としての当罰性、警察目的達成上の必要性和、捜査の制約要因の考慮という三つの面がある（図3参照）。

刑事事件としての当罰性とは、犯罪に対する刑事法運用・国家刑罰権行使（刑事責任追及）の評価である。罰条（刑罰法規）の定める罪の重さと結果の重大性（客観的
法益侵害の程度）及び行為態様の悪質性が評価の基本となり、行為者の悪質性が加味

される。当罰性が極めて低いと思われる事案の場合、形式的に構成要件に該当していても「事件にすべき事案ではない」との評価がなされる。

二つ目は警察目的の達成上の必要性である。行政機関としての警察の設置目的（警察法2条1項の責務）である個人の生命・身体・財産の保護と公共の安全秩序の維持の実現にどの程度の必要性があるか、という価値判断である。i 被害者の被害の回復・軽減（被害者にとっての尊厳の回復、正義の実現による精神的な被害軽減を含む）、ii 同一人の再被害防止・被害拡大防止（重大被害化の防止）、iii 他者に対する危害の防止、iv 学校内秩序や家庭内秩序の回復、v 犯罪の抑止その他の警察目的の達成（犯罪の抑止、地域の社会不安の解消、暴力団対策等）、といったものがある。警察の責務達成上の必要性の判断は、警察が行うべきものであると考えられており、特に再被害の防止に関して当事者の判断に任せてはならないことが強調されている。

三つ目は警察の捜査の制約要因への考慮である。警察の資源上の問題と被害者の不利益の二つに分けることができる。警察の資源上の制約から、警察が実質的に捜査できるものは限られる。社会的な要請を踏まえて、警察組織のリーダー層が何を重点にするかを示すことによって、資源分配に対する現場組織責任者の判断を統制している。捜査による被害者の不利益は、i 捜査・公判過程における二次被害、ii 社会的な関係性の中での不利益、iii 個人としての不利益（加害者と経済的基盤を共通する場合における収入の喪失など）、といったものがある。被害届が提出される事案の場合には、被害者が不利益を容認したとの評価も可能であるが、後述の児童虐待事案のように被害届なしに捜査をする場合にはあてはまらない。被害者の不利益の考慮について、県警察の事件主管部門の調査及び上級捜査幹部調査で明らかになっているにもかかわらず、警察官の意識調査では否定的な見解が多くみられた。警察組織内で言語化されたものがないことの影響が現れていると思われる。

(3) 児童虐待事案等の場合の特徴

児童虐待の場合の判断構造は、一般の場合とやや異なる。まず、被害者が意思を示すことができない場合が通例であり、事件捜査価値判断と証拠状況が警察の捜査の判断に決定的な影響を及ぼす。証拠状況に関しては、重篤な事案の場合又は幼児の場合には、被害者の供述が得られないので、十分な証拠を収集することに本質的な困難性がある（後述）。事件捜

図3

事件捜査価値(警察の判断)

① 刑事事件としての当罰性

犯罪に対する刑事法運用・国家刑罰権行使（刑事責任追及）の評価
罰条の重さ、結果の重大性（法益侵害）と行為の悪質性が基本
伝統的にはこれが最も重要と認識されてきた（起訴・刑事罰に価値）

② 警察目的達成上の必要性

警察目的（個人の生命・身体・財産の保護、公共の安全秩序の維持）の実現
i 被害者の被害の回復・軽減（尊厳の回復・精神的被害の軽減を含む）、
ii 同一人の再被害（重大被害化）防止、
* 人身安全関連事犯では重大被害化防止が最優先
iii 他者に対する危害の防止、iv 秩序の回復（学校、家庭等）、
v 犯罪の抑止その他の警察目的達成

③ 捜査の制約要因

A 警察の資源上の問題（限られた捜査力の合理的な分配）
* 国民の関心が高く対応が強く望まれる事件は優先度が高い
B 被害者の受ける不利益：i 捜査・公判過程における二次被害、
ii 社会的な関係性の中での不利益、iii 私生活上の不利益 等

査価値判断のうち、当罰性に関しては、今日では他の場合と同様に対処すべきものとされている（児童虐待防止法14条2項はそのことを明らかにしたものである。同法が制定されるまで児童虐待事案を警察が捜査することは非常に限られていた）。警察目的達成上の必要性においては、児童虐待は、配偶者からの暴力事案と同様に、人身安全関連事案として、重大被害化防止が最優先される。人身安全関連事案は、人身安全関連事案対処通達以降、資源分配上の優先対象となっているため、資源上の問題は実質的な制約になっていない。

被害者の受ける不利益の考慮に関しては、児童虐待の場合には、被害者ないしその保護者の意思で問題を解消することはできず、警察が自らの責任で判断しなければならない。当罰性の評価などと異なり、警察の中で定着したのものがあるとは言い難いが、子どもの利益を重視する中で、どのような措置が最善かを考え続けていくことが求められる。捜査・公判過程における不利益を小さなものとするとともに、事件化が被害者にもたらす利益（加害者の隔離による安全の確保、生活・行動環境の改善といったことのほか、被害者自身の尊厳の回復と精神的な立ち直りへの効果もある。）が被害者を含めて関係者に認識されるようにし、関係者等と連携して利益をより大きなものにすることも重要である（後述のように、被害者学からの知見を広く伝えるのはこの面からも有益であると考えられる。）。

児童虐待事案の検挙件数は、近年大きく増加している（平成20年は357件であったものが29年は1138件となっている。）。ことに、暴行罪の検挙は、かつては極めて少なかったが、近年増加が著しい（平成20年は19件、29年は347件）。心理的虐待についても、平成22年までは検挙ゼロであったが、平成29年は44件とネグレクトの検挙の2倍となった（多くは凶器を示して脅迫をした暴力行為等処罰法違反である。）。再被害・被害拡大防止が重視されるようになってきたことと、人身安全関連事案の対処体制の整備が図られ、この種事案への資源的な制約がなくなったことが影響している。もっとも、どの程度であれば検挙すべきと判断するかは、都道府県ごとに相当大きな差異がある。短期間に大きな変化があった中で、安定的な段階にまだ至っていないことと、十分な言語化を通じた伝達がなされていないことが影響していると思われる。事件化の判断における考慮要素は、事件の悪質性としては被害程度と行為態様（特に凶器の有無、繰り返しかどうか）、原因動機が何かといったこと、行為者の態度その他の状況としては常習性と再発性、特に危険性・切迫性、家庭関係としては家庭の保護機能発揮の可能性、家庭環境が改善される見込み、といったものがあることが明らかになった。

当罰性の高い事案、すなわち、重篤な結果の生じた事案及び性的虐待は、常に事件化の対象であるが、悪質なもののほど立証の難しい事案が多いことから、早期の認知と迅速な証拠収集の必要性が警察関係者に強く認識されている。性的虐待のように繰り返されている場合には、日時場所の特定が困難になり、特定できずに起訴に至らないことも生ずる。当罰性の高い事案では、刑事責任追及に向けた捜査（司法警察型捜査）が展開される。刑事訴追が容易でないことを踏まえ、事実上検察の意向を踏まえた対処が求められることになる。

危険性・切迫性のある事案の場合、罪名や被害程度が軽く、当罰性が低くとも、次の事案を防止する観点から、被疑者を逮捕することが一般的に行われる⁵²。危険性・切迫性の判断は、過去の加害行為（過去に加害行為があったかどうか、そのときはどのような状況であったか）、犯行後の状況・態度、本人の一般的遵法態度と自己コントロール能力、周囲の防止能力といった点から判断される。危険性の評価は、刑罰上の評価と重なるものもあるが、異なるものもある。例えば、精神的な疾患は、刑事責任追及においては軽減事由となっても、危険性評価としては高める要素になり得る。危険性・切迫性のある事案は、被害防止のための捜査（個人保護型捜査）が展開される。この場合、事件が不起訴になっても特段の問題はないものと評価されることになる。

結果が重篤でもなく、危険性・切迫性がないと判断された事案については、保護者ないし被害者本人が積極的に事件化

⁵² 逮捕・勾留で安全が確保される期間は限られるが、行為者本人の当該行為が「犯罪」と扱われることの認識、取調べを受けることを通じた自らの行為の反省、次に行った場合により重い刑事処分の対象となることの意識化といったことを通じて、その後の同種行為に高い抑制効果があると警察官に認識されている。

を望むときを除けば、事件化しない（捜査保留という扱いになる）場合も多い。どこまで事件化するかは、その事案が放置していいといえる程度のものかどうかと、様々な消極的要素（被害者及び被害関係者に与える影響がどうか）も考慮しつつ、判断されることとなる。この場合には、児童相談所の見解も参考とする意義があるものといえる。なお、児童虐待事案では、逮捕の構成率が高い⁵³（当罰性の高い事案、危険性・切迫性のある事案は逮捕されていて、それ以外の事案の多くが保留扱いにされたためであると思われる。）が、「放置できないとして」検挙される事件が増加していることをうかがわせる状況があるので、今後は任意処理の事件も増加していくと思われる。逮捕か任意かという判断で児童相談所の見解を参考にするという場面も増えていくものと思われる。

（4）調査研究結果の発信

上記調査研究結果を論文等として公表する⁵⁴とともに、児童相談所、警察双方に向けた分かりやすい発信に努めた（4で述べるシンポジウム及び『児童福祉に携わるひとのための「警察が分かる」ハンドブック』に反映させている。）。

3 その他の RISTEX 調査研究と成果

（1）研究会の開催等

プロジェクトメンバーが共通の基盤に立って調査研究を行うため、平成27年度に、まず研究協力機関である京都市児童相談所を訪問して概括的な状況を聞くとともに、警察捜査に関して警察経験者から話を聞いた（所外参加者である若林隆生を招いた研究会と警察捜査の現場経験者を招いた「警察捜査の話聞く研究会」をそれぞれ開催した。）。

続いて、研究所外の知見や実務の状況を知るために、以下のように、研究所外の方に参加してもらった研究会を多数開催したほか、関係機関への訪問等を行った。なお、これらの研究会には、ほとんどの場合実務家等の参加を得て、討議に加わってもらっている。

実務家（ないし実務家経験者）を招いた研究会として、津崎哲郎（NPO 法人児童虐待防止協会理事長、元大阪市児童相談所長）「児童虐待問題の課題点～警察・司法との関係を中心に～」、岩佐嘉彦（弁護士）「児童虐待における関係機関の対応のあり方の実情と課題—児童相談所と警察との関係を中心に—」、竹内敬一郎（横浜市中央児童相談所係長）及び所外参加者の清水孝教・岡聰志「警察と児童相談所との情報共有と連携について」、岡部正勝（慶應大学、元警察庁警察行政運営企画室長）「警察の「組織文化」への挑戦」、瀬田川聡⁵⁵（横浜市立都田小学校）・草野剛（岐阜県垂井町立府中小学校）「学校と警察との連携」、川崎二三彦（子どもの虹情報研修センター長）「DV と児童虐待—警察及び児童相談所の対応—」、相澤仁（大分大学、元国立武蔵野学院長）「被虐待児童、非行少年への支援における警察を含めた多機関の連携について」をそれぞれ開催した。幅広い関係機関の経験者から話を聞くことができた。また、仲真紀子が代表を務めるプロジェクトとの合同検討会「「虐待の通告・通報を阻む要因」に焦点を当てたフォーカスグループ」を、関連実務家の参加を得て、北海道で行っている。

⁵³ 刑法犯全体では、逮捕された者の比率はほぼ3分の1であるが、児童虐待事案では、調査をした県のうち高い県では9割、そうでない県でも3分の2は逮捕されていた。

⁵⁴ 田村正博「警察の刑事的介入の基本的な考え方と近時の変容」『社会安全・警察学』第4号（京都産業大学社会安全・警察学研究所、2018年3月）、同「親密圏内事案における警察の刑事的介入（研究報告）」前掲『社会安全・警察学』第5号及び同「警察の個人保護型捜査の課題」『警察政策』21巻（警察政策学会、2019年3月）である。また、関連の研究成果として、浦中千佳央「職業文化から見た警察介入の在り方に関する一考察」と吉田如子「DV、児童虐待など親密圏における刑事事案に関する警察官の意識と行動」が、いずれも研究ノートとして、前掲『社会安全・警察学』第4号に掲載されている。

⁵⁵ 瀬田川は、横浜市立中学校の生徒指導専任教諭を13年間務め、『ためらわない警察連携が生徒を守る』（月間生徒指導2015年5月増刊）（学事出版）を著している。

研究者を招いた研究会として、横田公平（同志社大学）「子ども法と警察」、米田雅裕（北海道大学）「警察と他機関の連携を規律する「規範」—規範学としての警察法学の視点から—」、浅井顕太郎（オーストラリア国立大学）「専門分化した機関同士の協働についての経済学的分析」⁵⁶を開催した。

外国の研究者等を招いた研究会として、マーティン・ペーゼ（ドイツ・ボン大学）「正当化事由としての両親または教師による懲戒権?」、ミケーレ・パルマ（イタリア・首相府）「イタリアにおける性暴力対策と被害者支援」を開催した（ドイツに関しては（8）参照）。

このほか、平成28年8月に、韓国警察関係者の家庭内暴力事案等に関する来日調査に、RISTEX 調査研究の一環として対応しているが、他の研究協力とあわせて、第3の2（1）で述べる。

（2）児童相談所の警察に対する見解等調査

児童相談所側の職員を対象にしたインタビューを平成27年度及び28年度に実施したほか、児童相談所長を対象にしたアンケート調査を実施した（実施時期は平成29年1月から2月）。担当をした所外参加者（元児童相談所長）の岡聰志と清水孝教が面識のある児童相談所長のいる30所に調査票を郵送し、14所から回答が得られた。「児童虐待対応における警察との連携に関して、警察について疑問に思っておられること、質問したいこと、できれば聞いてみたいこと」について、極めて多数の疑問、質問が寄せられた。

警察では、他機関から疑問、質問を直接に受けることが少なく、自らに対して批判的な見解を他機関が抱いているという認識自体があまりもたれていない。児童相談所側の疑問等の中には、単なる誤解・認識不足に基づくものや、法制度などから警察として変えることができないものも多いが、警察側の対応として改善可能なものも当然に存在するし、できないことの理由の説明が求められるものも多いといえる。警察と児童相談所の相互の認識の違いを減らす上で警察に知らせることが重要であり、とりまとめて発信した⁵⁷ことは、今後に向けて大きな意義があったと考えている。

（3）先進事例調査（人事交流調査）

連携におけるグッドプラクティスとして、人事交流をとりあげ、研究所員の須賀博志が人事交流経験者対象にインタビューを行う⁵⁸とともに、それぞれの所属・配置先組織を対象とした調査を行った。あわせて、平成30年8月に、警察から児童相談所に派遣されている警察官6人を招き、プロジェクトメンバーも参加した座談会を須賀の主宰で開催した。

警察と教育委員会との間では人事交流を含めた相互の連携が相当程度確保されているのに対し、警察と児童相談所との関係は近年になって人事交流を含めて相互理解の深化が見られる過程にあるといえる。警察から児童相談所に派遣された者の主な業務・役割は、i 児童相談所での会議に参加し、意思決定の際に警察官の考え方・判断や刑事手続の仕組みなどを説明し、警察の動きについて参考意見を述べること（派遣者の勤務形態によって実態にはかなり差異が生ずる。）、ii 児童相談所のケース記録を確認して、危険性を見逃していないかチェックすること、iii 児童相談所と警察が同一事案に関わった際に、相互の情報の連絡や行動の調整に当たること、であるとされている。日常的に双方からの質問を受け、組織間での相互理解を深化させている、取り分け、相手機関ができないこととその理由を説明することは、双方の無用の摩擦を軽減させている、との評価がなされている⁵⁹。

⁵⁶ 研究所で行ったのに加えて、東京でも、警察大学校警察政策研究センターとの合同研究会を実施している。

⁵⁷ 岡聰志・清水孝教「児童相談所調査から見えてくる警察との連携における課題（調査報告）」前掲『社会安全・警察学』第5号。

⁵⁸ 対象は17人で、内訳は、警察から児童相談所に派遣6人、警察から教育委員会に派遣4人、教育委員会から警察に派遣2人、教育委員会から児童相談所に派遣5人である。なお、久保秀雄が一部に参加している。

⁵⁹ 須賀博志「児童相談所派遣警察官の業務と機能—児童虐待対応を中心に—」前掲『社会安全・警察学』第5号。

なお、先進事例のうちの配偶者暴力事案連携については（6）、検察の訴追裁量における連携については（7）で述べる。

（4）学校との連携調査

東山開晴館（京都市立の小中一貫校）と東山警察署の連携について、研究所員の須賀博志が中心となり、客員研究員の平阪美穂の協力を得て、調査した。学校運営協議会の理事に警察署の課長（生活安全課長と地域課長）が就任していることを踏まえ、それぞれの当事者のインタビューを行ったものである。学校運営協議会に警察が参加するメリット自体は他の方法で同じ効果をもたらすことが可能であるが、学校と警察が緊密に連携をしていることを第三者（特に保護者）にはっきりした形で示すことにより、問題行動や犯罪事案の発生時に大きな効果を発揮すると分析している⁶⁰。

このほか、客員研究員の大橋忠司（同志社大学、元京都市教育委員会生徒指導課長）の助言を得つつ、校内暴力事案に関して、瀬田川（横浜市教員）らを招いた研究会を開催した（(1) 参照）。「被害届」の提出について、警察と相談し、前向きに検討することが近時の方向性として存在することや、教育委員会が暴力の被害を受けた教員を組織として守り、本人が被害届を出すことを支援することも広がっていることが分かった。平成15年以降、中学生年代の子どもの非行が大幅に減少している中で、平成25年まで校内暴力の検挙・補導件数が増加していること背景に、学校の対応の変化があることが明らかとなった。

（5）DV（配偶者暴力）仮想事例調査

DV事案相談を受ける側では、相談しやすい（相談して良かった）と感じさせると同時に、緊急性、将来の危険性を正確に把握することが求められる。警察と民間支援組織との相談の「聴き方」の違い、特徴や傾向、緊急性の評価判断の違いを明らかにすることで、よりよい相談対応につなげることを目的とし、研究所員の新恵里が中心となって本調査を行った。

調査方法は、仮想事例について、DV相談対応の経験のある警察官、民間支援組織の相談員に、相談を聴いてもらい、相談記録（危険度評価を含む。）を作成してもらって提供を受けるものである。想定事例は、身体的暴力を内容とするものと、身体的暴力を伴わないものの2種類とし、近畿の6県警察と主として近畿（一部中部）にある5民間支援組織（市の行政委託を受けている組織を含む。）の警察官、相談員20人ずつに各2事例、合計80例を収集することができた⁶¹。被害者役を演じたのは、委託した調査会社の調査員である。

相談記録について、研究所外参加者の荻野晃大（本学コンピュータ理工学部）が感性工学に基づき、言語分析を行った（研究期間後に判明したところでは、名詞、形容詞等の使用頻度比較では有意な差異は検出されなかった。一方、緊急度評価については、民間支援組織の側が相談員によってバラつきが大きいという結果になっている。）。今後、相談における会話を文字化したデータについて、言語分析を行い、相談記録に記載されなかった用語の比較分析等が行われることが予定されている。

被害者役を演じた調査員6人を対象に、より相談しやすい対応方法や相談中の心的変化等について、質問紙調査及び座談会を平成30年12月に実施した。相談に来た者が聴取についてどのように感じているのかを調査したのは初めてであり、多くのことが判明した。例えば、安全確保のための行動を迫られることへのとまどい、子どもの通学先などを聞かれることへの反発、言いたいことをきいてもらえないという感覚、一緒に行動することを伝えられることでの安心感、ともに行

⁶⁰ 須賀博志「学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を通じた学校と警察の連携—東山開晴館（京都市立開晴小学校・開晴中学校）と東山警察署の事例—」前掲『社会安全・警察学』第3号。

⁶¹ 民間支援組織又は相談員には、相当額の謝礼（施設使用料を含む。）を支払って、協力を得ている。他方、警察は対価のない協力であり、6県警察の関係者の方々及び仲介等に当たっていただいた警察庁生活安全企画課の関係者の方々には心から御礼を申し述べたい。

動する他機関のリストが示されることが有益なこと、などである。警察からすると当然の聴取事項(例えば子どもの通学先)を聞かれることに相談者が反発を感じるといったことは、警察にとって予想外の事柄といえる。安全を確保する責任を有する立場にある警察として必要性を伝えること、非言語的な面(視線や口調)の重要性の意識など多くの課題が存在していることがうかがえた。同時に、被聴取者の過大な期待・要請に対応できないことを明確にすることも必要であると思われる。

研究期間後ではあるが、新と筆者とが日本被害者学会第30回学術大会(令和元年6月22日開催)において報告を行った⁶²ところ、画期的な調査手法であるとして、極めて高い関心が寄せられたことを付記しておきたい。

(6) その他の配偶者暴力関係調査

DV事案対応に関しては、所外研究参加者である矢作由美子(文教大学)によって、調査研究が行われた。先進的な試みが行われている熊本県を対象とした調査では、DV被害者総合支援・加害者対応モデル事業としての取組みが、警察、行政機関と被害者を支援している民間団体⁶³によって、連携しつつ行われており、支援団体の介入により警察への相談につながる事ができたなど、被害者の問題解決の向上や加害者の行動の抑止に一定の効果があつたとされている。熊本県における警察からの福祉総合相談所女性相談課への派遣(平成14年から)に関して、派遣経験者である警察官の側からも、行政の側からもその効果が評価されていることも示された。

(7) 規範的調査研究

様々な調査研究が行われたが、以下では、重要な意味があると思われる5つの成果(検察官の訴追裁量、刑事的介入の在り方に関する公共政策的検討、警察の多機関連携における基本的な考え方の整理、被害者学からの研究及び警察の個人保護型捜査の統制)について述べる(外国調査研究については(8)で述べる)。

検察官の訴追裁量に関しては、研究所員の増井敦が中心になって、2庁について運用状況の調査を行う⁶⁴とともに、規範的な研究が行われた。修復的司法の知見を参考に、虐待事案の解決という観点から、訴追裁量の行使の場面においても多機関の専門的知見を結集することが有意義であること、加害親への働きかけが重要でありそのための多機関連携において検察が積極的な役割を果たすべきこと(したがって、一連の検察の取組みは高く評価されるものであること)を明らかにした⁶⁵。その中では、条件付起訴猶予の強制性についての慎重な検討の必要性等、留意すべき諸点もあることも示されている。

刑事的介入の在り方に関する公共政策的検討として、所外研究参加者の稲谷龍彦(京都大学)によって研究が行われ、試論的に示された⁶⁶。刑事的介入については、社会全体の便益をどのように最大化するかという公共政策的な議論が必要になるとした上で、刑事的介入の限界をふまえた近時の検察・警察の虐待問題への柔軟な対応は積極的に評価し得るとする一方で、それを合理的なものとするためには、緻密なデータ収集・分析と民主的な統制システムが必要であることが指摘されている。

多機関連携に関して、研究所員の増井敦による研究が行われ、行政機関はそれぞれが固有の指導原理の下で行動を行っているところ、基本的な考え方を整理することの必要性が指摘された。一つの整理として、i 子どもの最善の利益・福祉

⁶² 個別報告「DV被害者相談における警察と民間被害者支援組織の比較分析～仮想事例調査とその言語分析を中心として」を行った。

⁶³ 「コムスタカ-外国人と共に生きる会」が受託団体となっている。

⁶⁴ 高松高検・地検と東京地検を対象とした。筆者ほか数人が同行したが、検察の方々に丁寧な説明をしていただいたことに謝意を表したい。特に高松の調査では、酒井邦彦高松高検検事長、同高検及び地検の責任者と、県警察及び児童相談所関係者が一堂に会した場で調査をすることができ、極めて有意義なものとなったことに、感謝申し上げる。

⁶⁵ 増井敦「検察による児童虐待事案解決のための多機関連携の促進」前掲『社会安全・警察学』第4号。

⁶⁶ 稲谷龍彦「試論：公共政策としての刑事司法」前掲『社会安全・警察学』第4号。

を第一に考えるべき、ii 問題解決のための負担・責任は加害者が負うべき、iii 加害者の権利保障は弱めてはならない、iv 多機関連携は包括的な問題解決に不可欠である、といった諸点が挙げられた⁶⁷。

被害者学の見地から、研究所員の新恵里による研究が行われ、警察による事件化が、被害者に与えるプラスの影響がまとめられた。児童相談所をはじめとする福祉関係者には、事件化が専ら加害者に対して刑罰を与えるだけのものとして認識されていて、被害者の回復に与える影響がきちんと認識されていない。被害者学の見地からすれば、事件化をしないで放置することは、被害者のその後の人生に重大な負の影響を与える。「被害者の意向」を理由に事件化を拒む方向で児童相談所が行動することの問題性を今回の研究が明らかにしている。重要な指摘であり、後述の児童相談所向けの資料に反映させている。

個人保護型捜査に関し、刑事責任追及を専らとする捜査との違いを直視した上で、どのような統制を行うかが課題となる。筆者において、公安委員会による統制（警察組織による説明責任の履行）が求められることを明らかにした⁶⁸。

(8) 外国法制調査研究

実体法に関するものとして、ドイツ法とカナダ法の研究が行われた。ドイツ法に関しては、両親又は教師の行為が一定の限度で正当化されるかどうかを、研究所員の中村邦義がドイツの研究者を招いて研究した。両親、教師とも子どもに対する懲戒権をもたず、子どもに対する身体傷害罪を正当化しえないとの結論であった（他方で、監禁行為については、正当化の余地が示された。）⁶⁹。一方、カナダでは、刑法43条に、「教師、親、又は親の立場にある者は、合理的な範囲を超えなければ、correction のための有形力の行使を正当化される」という規定が存在している。研究所員の岡本昌子によって、研究が行われ、「有形力を行使する者は懲戒の意図で行うことを要し、行使される者は懲戒から学ぶことができる者でなければならない」、「フラストレーションを抑えるために行使したり、激情を抑えられなくなり、虐待的性格から行った行為は除く」といった解釈がとられていることなどが明らかにされた⁷⁰。

訴追裁量に関しては、フランス法における非正式裁判解決に関する手続（刑事和解、刑事調停、有罪答弁）についての研究が研究所外参加者の稲谷龍彦において行われた⁷¹。また、浦中千佳央（研究所員）と稲谷によって訪問調査が行われ、マクロン大統領が女性への暴力の根絶、特に配偶者間暴力への対応を進めることを2017年に発表し、関係機関に指示を出したことから、介入に躊躇しないという警察の方針がとられるようになってきたこと、再犯の防止を重視し、警察留置⁷²で拘束した上で、刑事対応に関する検察の検討がなされていることなどが明らかになった。なお、フランスに関しては、プロジェクト開始前に同国の研究者を招き、配偶者間暴力に関する研究会を開催し、プロジェクト開始後に成果をとりまとめている⁷³。

⁶⁷ 増井敦「児童虐待防止のための多機関連携に関する規範的研究からのコメント」（シンポジウム「児童虐待事案への刑事的介入における多機関連携」パネルディスカッションにおける発言）前掲『社会安全・警察学』第5号（52頁）。

⁶⁸ 4（2）のシンポジウムにおける筆者の基調講演（前掲『社会安全・警察学』第5号掲載）及び田村正博「警察の個人保護型捜査の課題」前掲注54参照。

⁶⁹ マーティン・ペーゼ〔中村邦義訳〕「両親や教師には、正当化事由としての懲戒権があるのか」前掲『社会安全・警察学』第4号。

⁷⁰ 岡本昌子「児童虐待とカナダ刑法43条」前掲『社会安全・警察学』第5号。

⁷¹ 稲谷龍彦「フランス共和国における検察官の訴追裁量の活用状況について－配偶者間等暴力事案を中心に－」前掲『社会安全・警察学』第5号。

⁷² フランスでは、刑事訴訟法で警察留置（garde à vue）が認められており、捜査の必要のために、罪を犯し又は犯そうとしたと疑うに足りる徴表のある者を、裁判官の令状を得ることなく、警察が24時間を限度に留置することができる。なお、2011年の法律によって、対象者の出頭又は立会いを前提とする捜査の実施、物的証拠又は徴表の隠滅の防止、証人等への脅迫の防止、重罪又は軽罪の抑止を目的とする措置の実施などのいずれか一つを果たすための唯一の手段である場合に限り得られるとの規定が設けられた。

⁷³ フランソワ・デュー「夫婦間暴力の被害者 フランスの経験」前掲『社会安全・警察学』第3号。

韓国における警察の対応に関して、筆者と研究所員の須賀博志及び増井敦とが平成30年2月に訪問調査を行った⁷⁴。韓国警察では、女性青少年課に、保護対策を担う女性青少年係と事件捜査を行う女性青少年捜査チームが併存していること、女性青少年係には学校内暴力に対応する警察官（SPO）とともに虐待予防警察官（APO）が配置され⁷⁵、前日にあった家庭内暴力に関する全ての112番申告事件⁷⁶を集約し、初動措置の適切性・再発危険性等を総合評価することをはじめ、再発が憂慮される家庭のモニタリング、多分野による再犯防止チームの設定等を担っていること、女性青少年捜査チーム⁷⁷は、家庭内暴力、児童虐待、学校内暴力、性暴力、失踪事件の捜査に当たっていることなどが明らかになった（後の保護的な関与が必要になることが、女性青少年課で担当する理由であるので、被害者が殺害された事件は除かれる。）。また、児童虐待に関しては、国家児童保護専門システムが設けられ、児童保護専門機関と警察との全件情報共有が図られている。法制度の面では、韓国では、家庭内暴力犯罪の処罰等に関する特別法と家庭内暴力防止及び被害者保護等に関する法律（家庭内暴力防止法）、児童虐待処罰特例法がそれぞれ制定されており、通常の事件捜査（ただし、日本とは異なり、警察は逮捕状の請求権がない。）に加えて、警察官による行政権限が行使され、裁判所による臨時措置とあいまって、成果をあげている⁷⁸。

ニュージーランドについては、家族暴力事案に対する公的機関と民間団体の対応に関して所外研究参加者である矢作由美子による訪問調査が行われた。子どものための新たな責任組織の設置、現場の警察官によるスマートフォンを利用したリスクアセスメント（警察による対応判断への反映と連携先との情報共有とが同時に行われる。）、警察による一時的な分離を命ずる緊急保護命令⁷⁹、ファミリーバイオレンス・多機関対応システムの運用状況等が明らかになっている⁸⁰。このほか研究所の研究補助員である横山真紀によって、資料の翻訳紹介が行われている⁸¹。

イギリスについては、研究所研究員の吉田如子によって、関連文献の抄訳紹介が行われている⁸²。

アメリカについては、研究所員（当時）の山口亮子によって、本プロジェクトの前に訪問調査が行われ、プロジェクト

⁷⁴ 訪問先は、韓国警察庁被害者保護担当官、同庁生活安全局女性青少年課、ソウル地方警察庁女性青少年課及び韓国警察大学である。

⁷⁵ 2015年にそれまでの家庭内暴力専任警察官から役割を拡大したもので、全国に300人余りが配置されている。

⁷⁶ 日本の110番に相当するが、緊急性のある児童虐待の申告は2014年にすべて112番に対して行われるようになった。112総合状況室から、警察官に指示して出動させるとともに、地域児童保護専門機関に現場同行要請等が行われることになっている。なお、ソウル市警察女性青少年課によると、緊急性のない場合は児童保護専門機関に申告されており、申告数は警察と児童保護専門機関とがほぼ同数とのことである。

⁷⁷ 全国の250か所余りに合計で約3000人が配置されている。

⁷⁸ 家庭内暴力防止法では、暴力申告場所出入及び調査、警察の応急措置（暴力行為の制止、加害者・被害者分離等）、緊急臨時措置（緊急を要する場合における裁判所による臨時措置までの一時的な加害者の退去命令・接近禁止命令・電気通信利用接近の禁止命令。検察が臨時措置を請求しないか、裁判所が臨時措置の決定をしない場合は直ちに取り消さなければならない。）が定められている。なお、臨時措置は、退去命令・接近禁止命令・電気通信を利用した接近の禁止命令のほかに、医療機関等への委託、命令違反で再発が憂慮される場合の留置が定められており、検察が請求、裁判所が決定をする。児童虐待に関しては、現場出入調査及び応急措置（いずれも警察だけでなく児童保護専門機関も有する。応急措置には、加害者側の隔離が含まれる。）と警察による緊急臨時措置、裁判所による臨時措置がそれぞれ規定されている。

⁷⁹ Police Safety Order（PSO）は、家庭内暴力の危険性があると警察が判断した場合に発するもので、通常は1日又は2日（最長5日）の間、加害者が家を出なければいけないとする命令である。

⁸⁰ 矢作由美子「ニュージーランドにおける家庭内暴力被害者に対する立法及び支援の動向～Domestic Violence Act 1995からFamily Violence Act 2018へ～」前掲『社会安全・警察学』第5号。

⁸¹ 横山真紀「資料〔翻訳〕児童虐待捜査に関する警察の実務・政策の調査－ニュージーランド独立警察監察委員会による報告書Ⅰ」前掲『社会安全・警察学』第4号。

⁸² 吉田如子「英国における、児童虐待、DV等を中心とした人身保護対策のための多機関連携枠組についての資料」前掲『社会安全・警察学』第3号。

期間中に子の保護手続に関して研究がまとめられている⁸³。

4 研究開発成果の実現（社会実装）

(1) ハンドブックの作成と公開

児童虐待事案に対する警察の刑事的介入を児童相談所関係者が理解できるようにすることが本プロジェクトの最も重要な課題であるところから、実用性を重んじて、Q&Aと用語集を中心とする資料『児童福祉に携わるひとのための「警察が分かる」ハンドブック』を作成した。筆者と研究所員の新恵里が執筆し、研究所員の須賀博志が編集している。

第1部は、「警察と刑事手続の基礎知識」として、警察組織、警察の活動、犯罪捜査とその後の刑事手続の流れ、警察の捜査の特徴（警察における犯罪捜査の位置付け、捜査の独自性・強権性、捜査の流動性・秘匿性、捜査の困難性＝「合理的な疑いを超える立証」の難しさ、証拠の散逸、通常の行政事務よりはるかに多い書類等の作成）、事件化の判断（事件化の意味、事件化の判断枠組み、事件捜査価値判断の影響、当罰性、警察目的達成上の価値、制約要因の考慮）と、警察捜査の考え方について、全体で12頁に簡記している。

第2部のQ&Aは、所外研究参加者の岡聰志と清水孝教が現職の児童相談所職員の協力を得てとりまとめた30問を基に、枝番を入れて実質36問とし、各1頁で回答を記載している。警察の捜査判断や広報は、県警察によって異なっており、全てが一律なわけではない。あくまでも、当プロジェクトの調べた範囲を基に、県（都道府県）間の差異が大きいところはそれを指摘した上で、「回答」を作成している。

第3部の「被害者学からの知見」は、研究所員の新恵里が、前記3(7)記載の研究成果を基に作成をした。分量は少ないが、事件化に対する児童相談所側の認識の前提を変える意味で、重要な内容となっている。

第4部は、「警察の組織と行動が分かる110語」との副題を付した用語集である。掲載用語は、あいうえお順で、「いじめ事案」、「援助」から始まり、「録音・録画」までの110語である。筆者が主に刑事手続に関する用語として知っておいてもらうことが適当と考えた用語に、岡及び清水において必要と思われた用語を加え、現場の意見も踏まえて若干の追補等を行っている。

本資料は、全国の児童相談所と警察の児童虐待対応担当部署を中心に、2000部を印刷送付するとともに、当研究所のウェブサイトに掲示している。従来より容易に、かつより深い理解を得ることが可能になった。実際に読んだ児童相談所関係者から、警察のことが理解できた、これまでにない資料で有益、という趣旨の意見を多く聞くほか、警察関係者からも、これを基にして他機関に説明ができる、自分たちのやっけてきていることがどういうことなのか初めて正確に理解できた、といった感想が寄せられている。

なお、ハンドブックを紹介するリーフレットを8000部印刷し、全国の市町村等に送付している。

(2) シンポジウムの開催

児童相談所側が警察捜査を理解できるようにするという観点と、警察側が児童相談所の要望や関連する諸課題を踏まえて実務の改善の検討を行うきっかけをつくるという観点から、福祉系機関の職員と警察関係職員が一堂に会するシンポジウム「児童虐待事案への刑事的介入における多機関連携」を、平成30年2月22日に、警察大学校警察政策研究センターの共催を得て、東京で開催した。警察関係者（国家公安委員3人と担当局長を含む）、福祉行政関係者がそれぞれ約100人、法務省・検察庁関係者、研究者、被害者支援民間団体、メディア関係者、弁護士など、全体で約350人が出席した。筆者が「児童虐待事案における警察の刑事的介入の現状と課題－個人保護型捜査における関係機関との連携を中心に－」と題

⁸³ 山口亮子「児童虐待に関するアメリカの法手続き－フロリダ州を例にして－」前掲『社会安全・警察学』第3号。

する基調報告を行い、所外参加者の岡聰志が「児童相談所と警察の連携－児童相談所長調査を踏まえて－」、RISTEX の同じ研究領域内の他のプロジェクトの代表である仲真紀子（立命館大学）が「子どもの司法面接・協同面接の現状と課題」、検察の児童虐待対応の新たな取組みの創始者である酒井邦彦（弁護士、元高松高検・広島高検検事長）が「児童虐待事案への検察の対応－他機関との連携を中心に－」と題する報告をそれぞれ行った。その後に、北村博文（警察政策研究センター所長）がコーディネーターを務め、滝澤依子（警察庁少年課長）及び増井敦（研究所員）がパネリストとしてコメントし、前記基調講演者及び講演者を含めて、フロアの参加を得て、ディスカッションを行った⁸⁴。感想では、児童福祉行政関係者から警察の捜査のことが初めて分かった、疑問に感じていたことが（少し）理解できた、といった声が多く聞かれた。

プロジェクトの終了に当たり、プロジェクトの成果を総括的に示すとともに、関連する実務上の課題を視野に入れてより対話を深化させる観点から、シンポジウム「児童虐待対応のための警察と福祉の対話をめざして」を平成31年2月4日に、警察関係者、福祉行政関係者、検察関係者、研究者ら約180人の参加を得て、京都で開催した。第1部では、筆者が「警察の児童虐待への対処の現状と課題」、仲真紀子が「子どもの報告を支援する－司法面接と非開示の子へのサポート－」と題する講演を行った⁸⁵。第2部では、「①事件化は子どもの最善の利益につながるか?」、「②児童相談所と警察をどうつなぐか?」、「③子どもの報告を支援するにはどうするか?」に分かれたワークショップを開催した。ワークショップではいずれも出席者からの発言があって有意義なものとなったが、特に③では事例の紹介を含めた熱心な討議が行われている。

(3) その他の発信

研究所のウェブサイト、研究成果をまとめて掲載した⁸⁶。(1)のハンドブック及びその紹介パンフレット、(2)のシンポジウム、研究所員等の論考（『社会安全・警察学』に掲載されたもの）にアクセスできるようにしている。なお、RISTEXでもプロジェクト紹介のページが設けられ⁸⁷、概要とともに「研究開発のアピールポイント」が記載されている。また、RISTEXの「成果をニーズ別に見る」の「子どもを守り、育てる」の中に、ハンドブックを分かりやすく宣伝する記事も掲載されている⁸⁸。

5 プロジェクト調査研究の総括

(1) 研究所の強みの発揮

警察の刑事的介入についての調査研究は、これまでほとんど行われていない⁸⁹。警察と他機関との連携のために、警察の刑事的介入の判断を解明する調査研究を行うには、

- ① 警察との信頼関係があり、警察に調査を受け入れてもらうことが可能なこと
- ② 警察の組織と行動の特性を理解していること
- ③ 刑事法の専門的知識を有していること
- ④ 関係機関の側と信頼関係があり、関係機関の特性を理解し、関係機関の調査が可能なこと

という要件を満たしていなければならない。

⁸⁴ 各人の発言は、パネルディスカッションにおけるものを含め、すべて前掲『社会安全・警察学』第5号に掲載されている。

⁸⁵ 講演内容とワークショップの概要は本誌本号に掲載されている。

⁸⁶ https://www.kyoto-su.ac.jp/collaboration/20190222_ristex.html

⁸⁷ https://www.jst.go.jp/ristex/pp/project/h27_2.html#hdg-2

⁸⁸ <https://www.jst.go.jp/ristex/public/example/needs/04/pp01.html>

⁸⁹ 宮澤節生『犯罪捜査をめぐる第一線警察官の意識と行動－組織内統制への認識と反応－』（成文堂、1985年）が唯一のものである（調査は1974年）が、法的に問題性を含んだ捜査行動を捜査員がとることがあり得ることに着目したものである。

当研究所は、発足の時点から、警察学、刑事法学、被害者学、警察行政法学、法社会学などの専門知を有した者で構成されており、申請時点では研究所発足から2年数か月しか経っていなかったものの、第1で述べたように、警察大学校警察政策研究センターと密接な関係を構築し、京都府警察をはじめ多く警察組織との間で協力可能な関係を設け、さらにそれまでのシンポジウムにパネリスト等として参加してきた教育委員会関係者、児童相談所関係者らに客員研究員ないし所外研究参加者として研究に参画してもらうことが見込まれていた。さらに、筆者をはじめ一部の研究所員は、調査依頼できる個人的信頼関係先を有していた。警察の刑事的介入に関して、これだけの研究基盤があるのは、日本で当研究所だけであり、実際の調査研究においても、強みを最大限発揮できたと考えている。

(2) 研究上の価値の創出

警察の刑事的介入における判断構造と判断要素、背景にある考え方、特徴等を解明・整理し、言語化することができた。世の中に新たな知見を示すという研究上の価値を十分創出できたと考えている。

RISEXの研究開発領域側による当研究開発プロジェクトに対する事後評価報告書⁹⁰においても、「調査等の結果の分析・考察により、警察がどのような場合にどのような要素を考慮して刑事事件としての介入を行うかを解明し、警察捜査の理念の変遷とともに、警察捜査の特徴を言語化したことは高く評価される。警察の刑事的介入の基礎的特徴をまとめ、警察の捜査を個人の保護のためのものとして位置づける「個人保護型捜査」が近時広まっていることを明らかにした学術的知見は、児童虐待に限らず他の親密圏内事案等においても警察と他機関の連携の在り方を考えるうえで有益な先行研究となることが期待される成果である。」とされている。

(3) 連携強化への貢献

警察の刑事的介入に関し、警察組織内部であいまいであったものを言語化し、誰でもその内容を知ることができるようにした（「見える化」した）ことは、他機関にとって警察を理解できる可能性を大きく進めるものとなった。これ自体がインターフェースとなることが期待される。もっとも、「分かりやすい」ことに主眼を置いてハンドブックを作成したとはいえ、警察のことを知らない者がそれだけで容易に理解できるとは限らない。むしろ、児童相談所とのインターフェース役を担う警察関係者（派遣警察官など）が、それまで自らの知識経験のみを基にもっぱら口頭で説明していたものを、ハンドブックを基にすることによって、より正確な内容を、分かりやすく伝えることが可能になることのメリットが大きいといえる。

また、被害者学の知見を基に、事件化が被害者（児）に与えるプラスの影響がはっきりとした形でまとめられたことも、児童福祉関係者や学校関係者、さらには保護者のように、被害児を守る立場にいる者に、事件捜査に協力をするこの意義を認識してもらう上で、極めて大きな意義がある。これまで、警察関係者にとっては、プラスの影響があるはずだと思っ
ていても、明確に伝えることは困難であった。言語化されたものを基に、「この子のため」になるという共通の理解をもって児童虐待の刑事的介入を含めた対処を進めることは、連携を進める大きな力になる。ハンドブックは、被害者学の知見を取り入れたことによって、当初想定していたよりも、大きな意味を持つようになったと考えている。

(4) 警察の刑事的介入への影響

これまで警察には、自らの業務を「外の視点」で見るという発想がなく、専ら経験や慣習・組織文化と組織上位者の方針（特に警察庁の通達）を基に判断し、行動してきた。このうち、通達のみは言語化されているが、問題事案の発生を受けて同

⁹⁰ 事後評価報告書は、以下で公開されている。https://www.jst.go.jp/ristex/pdf/pp/JST_1115150_15666726_tamura_EE.pdf

種事案を防ぐために作られる場合が多いこともあって、多数の通達や指導方針が十分整合性があるものとはなっておらず、それだけを見ればいいものとはなっていない。

ハンドブックは、警察の刑事的介入の特徴と考え方等を言語化した初めてのものである。専門としている警察関係者にとっても、「自分のしている仕事（捜査）はこういうものだったと分かった」という印象がもたれている。しかも、同じ内容のものを外部の機関が保有している。このため、特段の理由がない限り、ハンドブックを踏まえた運用が実際に広く行われる結果となる。警察大学校の上位の幹部が、入校生にハンドブックを紹介し、読むことを勧めているのは、ハンドブックが警察にとってのガイドブックになることにつながることを示すものといえる。

また、警察関係者にとっては、検察（及び裁判所）以外の他機関の視点を知る機会はいまだなかつた。児童相談所側の視点で警察の刑事的介入に関する批判や疑問等が調査によって集められ、シンポジウムで警察関係者に伝えられ（4（2））、詳細が公表された（3（2））のは、有意義なことであるといえる。所外参加者である岡聰志及び清水孝教（いずれも児童相談所長経験者）の見解が警察幹部向けの雑誌である捜査研究に掲載された⁹¹こともプロジェクトの成果の一つといえる。

（5）研究所のプレゼンスの向上

研究所は元々警察においては広く知られていたが、学校関係は関西地区が中心で、児童福祉機関の間ではそれほど知られた存在ではなかつた。プロジェクト調査研究を通じて、児童福祉関係機関における研究所のプレゼンスは大きく向上した。研究所員の増井敦が、厚生労働省の平成30年度調査研究の一つである「児童虐待事案への対応における警察と児童相談所・市町村の連携等に関する調査研究」の検討委員会のメンバーに選ばれたことも、その表れであるといえる。このほか、RISTEXの研究開発領域における当プロジェクト以外の調査研究に関しても、知見がしばしば求められ、領域側から貢献が評価された⁹²。

また、児童虐待事案における警察との連携に関する専門知を有する存在として、報道機関等からのコメントが求められる場面が増加しているほか、児童虐待に関する学会のシンポジウムや機関誌に参画・寄稿を求められるようになってきている⁹³ことは、プロジェクト調査研究による成果であり、プレゼンスの一層の向上につながるものといえる。

第3 現在進行形の活動等

1 第3期の研究所

（1）研究課題と体制

平成31年度（令和元年度）からの3年間は、RISTEX調査研究を受けて、「多機関連携と警察のあり方－被害者の回復を柱とする犯罪的事態の包括的解決を目指して－」を研究課題として取り組むこととしている。

研究所は、令和元年12月現在、研究所長である筆者（社会安全政策・警察行政法）が研究代表者、研究所員である浦

⁹¹ 岡聰志・清水孝教「児童虐待事案における児童相談所の役割と他機関との連携について」（上）（中）（下）『捜査研究』2016年12月号、2017年1月号、同2月号）。

⁹² 領域が平成28年11月に開催した「シリーズ安全な暮らしをつくる個人情報保護を考える シンポジウム 児童虐待対策における多機関連携」に、筆者が「警察を含めた多機関連携を推進する上での「個人情報」の課題」をテーマに話題提供を行った。

⁹³ 日本子ども虐待防止学会第25回学術集会ひょうご大会（令和元年12月21日・22日）の大会企画シンポジウム1「児童相談所と警察の連携の在り方」（21日開催）に筆者がシンポジストとして参加している。また、同学会が編集する学術雑誌である『子どもの虐待とネグレクト』21巻3号（岩崎学術出版社）の特集号に、筆者の「警察と児童相談所の連携について」が掲載されている。

中千佳央（警察学）、岡本昌子（刑法）、須賀博志（日本近現代法史・憲法）、成田秀樹（刑事訴訟法）、中村邦義（刑法）、新恵里（被害者学）、久保秀雄（法社会学・犯罪社会学）、増井敦（刑法）が研究分担者として、構成されている（浦中、岡本、須賀、成田及び中村は法学部教授、新、久保及び増井は法学部准教授。）。

学外の研究者として、大橋忠司（同志社大学、生徒指導論）、四方光（中央大学、刑事政策）、山口亮子（関西学院大学、家族法）、稲谷龍彦（京都大学、刑事学・刑事訴訟法・刑法）、田中昌子（四天王寺大学、心理学・教育学）、平阪美穂（平安女学院大学、教育学）が研究に参加している。

（2）取り組み課題

研究所として、親密圏事案における刑事的介入と多機関連携のあり方に関する研究、被害者供述支援に関する総合的研究、警察のあり方（社会と警察の関係）に関する研究（警察のアカウンタビリティに関する国際比較等）、地域の小・中学校への参与観察・分析・支援、ネットワークの展開・継続、国内外研究期間との学術交流、各種メディアを通じた情報発信に取り組むこととしている。以下で、その内容について述べる（学校関係については、第1期からの継続的状况を含めて記載する。）。

2 学校関係社会学的調査研究

（1）学校関係調査の位置づけ

研究所では、単に外国法制調査や実務家の知見の交換の場の提供にとどまるのではなく、自らの主体的な調査を展開することが必要であるとの認識の下に、当初の主要研究テーマである「非行防止」や「立ち直り支援」に関して、子どもの活動場所の中心であり、かつ様々な機関が連携する窓口になることもある学校を対象に調査を行うこととした。渥美東洋が所長を務めていた時点でこの方針を決め、調査の準備を開始し、平成29年度まで行われている。

研究の具体的な内容と意義については、研究所員の久保秀雄の報告（本誌月号）で示されているが、以下で概括的な説明を行うこととする。

調査には、久保のほか、研究所員の成田秀樹、浦中千佳央、増井敦と、客員研究員の平阪美穂、本学職員（キャリア教育担当）の大谷麻子、本学卒業生の荃場正起、手原啓花、荒川志乃、瀬戸升航が当たっている。

（2）先進的学校の調査とミニシンポジウムの開催

優れた実践を行っている中学校として、京都市教育委員会から紹介を受けた修学院中学及び嵯峨中学に注目し、平成26年度から27年度にかけて、授業及び学校行事（修学院中学リーダーズセミナー・認知症サポーター講座・バザー、嵯峨中パレードなど）の見学・観察、関係者へのインタビュー等を行った。

ひとつおりの調査が終わったことを踏まえ、平成28年9月9日に、ミニシンポジウム「京都から発信する非行防止の先進的な取り組み」を開催した。修学院中学校の状況を劇的に改善させた元校長の長者善高が「非行防止につながる効果的な取り組み」と題する基調講演を行い、研究所員の久保秀雄が「非行防止はいかにして実現したのか」と題する研究調査報告を行い、その後、京都府警察本部の少年サポートセンターの足立弘が加わり、研究所員の成田秀樹の司会でパネルディスカッションが開催された⁹⁴。

長者の基調講演では、勘と経験ではなく、「心を育てる生徒指導」として、積極的にほめることをはじめとする長年の自身の実践が述べられ、修学院中学校における地域のバザーや認知症サポーター養成講座などの映像も含めて紹介された。

⁹⁴ 内容はすべて前掲『社会安全・警察学』第4号に掲載されている。

ディスカッションでも、教育実務家を中心に活発な質疑応答が行われたが、職員、子ども及び地域に対する信頼に根差した揺るぎのない姿勢と明快な発言に、出席者はいずれも強く感銘を受けた。

久保の調査研究報告では、まず、調査の概要と調査成果として地域との連携、授業に取り組む姿勢、切り替える力が紹介された。次にパーソンズの理論を踏まえて、カウンセリング的な関り方をする必要のあるとして、ケアを行う姿勢、成長の後押し、感情的なコミットメントが内容となることと、それを長者が見事に実践していると総括している。

(3) 困難を抱えた学校の調査

困難を抱えた中学校及び小学校を対象として、インタビューと見学に加えて、調査員が実際に子どもの支援に関わっていく参与観察を行い、学術的にも社会貢献活動としても意義のある成果をあげた。参与観察調査自体は現在行われていないが、調査結果を踏まえた社会学的研究の進展が期待される。

3 国際交流と国際比較研究

(1) 韓国警察大学等との交流

平成27年10月に、筆者が韓国警察大学主催のシンポジウムで講演した(第1の3(7))。

平成28年7月から8月に来日したチャン(張)ウォンヒョク(韓国警察大学)らと、研究所員の須賀博志、岡本昌子、浦中千佳央、増井敦ら(プロジェクト所外参加者を含む。)との合同で、警察庁(犯罪被害者支援室、生活安全企画課)、被害者支援都民センター、滋賀県中央子ども家庭相談センター、大阪府警察(生活安全企画課)、大阪市女性総合センターへの訪問調査を行った。合わせて、韓国側3人の報告「韓国における家庭暴力及び児童虐待の最近の動向」、「犯罪被害者等の身の回りの保護のための処置」、「地域社会と一緒に支援した家庭暴力の事例」を基にする研究会を開催した。

このような研究交流を踏まえて、本学は、平成29年6月9日に、韓国国立警察大学との交流協定を締結した。協定の締結自体は研究所としての事業ではないが、研究所員の須賀博志が韓国側との様々な連絡調整に当たってきた成果であるといえる。

平成30年には、RISTEX調査の一環として、韓国警察庁等を訪問し、同国の家庭内暴力事案、児童虐待事案への法制と対応状況を調査した(第2の3(8)に記載)。

(2) 国際比較研究

久保秀雄(研究所員)が企画し、ジョナサン・サイモン(カリフォルニア大学バークレー校)、宮澤節生(同大学ヘイスティング・ロースクール)及び平山真理(白鷗大学)の参加を得て、「警察の国際比較：デモクラシーはどのように機能するのか」を開催した(平成30年5月20日)。研究所研究員の吉田如子が「組織の歯車か、組織変革者(チェンジエージェント)かー女性警察官の目に映る自らの姿」、本学大学院生のキム・ゴウンが「韓国の警察事情：済州(チェジュ)自治警察制度を中心に」、研究所員の浦中千佳央が「警察と市民の関係について～フランスを例に～」を報告し、サイモンからのコメントや質疑応答等を行った。

中国の警察研究者である陳永峰(河南省警察学院(Henan Police College))の希望を受けて、平成30年9月から31年3月までの間、客員研究員として受け入れ、共同研究を行った。11月に陳が「Internet Public Opinion and Crime Prevention」をテーマに報告をする研究会を開催した。

研究所員の浦中千佳央が、韓国大田大学で開催された韓国公安行政學會学術大会で発表を行い(2019(平成31)年2月20日)、当研究所についても紹介した。地元紙にも掲載されている。

これらは、研究所が国際的な比較研究を行う場として機能するようになってきた結果といえる。引き続き、国際的な研

究拠点としての高い評価を得ることを目指して努力していくことが必要であると考えている。

4 RISTEX プロジェクトを引き継いだ研究等

(1) 親密圏事案における刑事的介入と多機関連携のあり方に関する研究

プロジェクトを踏まえ、警察や検察の刑事的介入への規範的な研究の必要性が強く感じられた。このため、研究所員の増井敦が中心となって、客員研究員の稲谷龍彦（京都大学）の参加を得て、実態に関する調査を踏まえて、親密圏事案解決のために最適といえる刑事的介入と多機関連携のあり方を探求する研究を行うこととした。親密圏事案における多機関連携の要請をふまえ刑事司法の役割を見直す基礎理論的研究を基盤として、警察による刑事的介入のあり方、とりわけ、(ア) 被害者本人の最善の利益・福祉に資する刑事的介入のあり方と、(イ) 被害者保護の必要性和刑事的介入の適正な限界について、さらに、検察による刑事的介入のあり方、特に、訴追裁量の柔軟な活用とその統制について、先進的な実践と理論に関する調査・研究に基づき、日本における実践的課題の解決に資する具体的な提言を行うこととしている。これまで、関係機関の訪問調査を行うなどして研究を進め、日本刑法学会関西部会で、共同研究「児童虐待事案における刑事的介入と多機関連携のあり方」の報告を行っている（令和元年7月28日）。

(2) 児童福祉法制研究

プロジェクト調査研究を通じて、児童福祉法制の研究がこれまであまり行われていなかったことが明らかになった。研究所員である須賀博志が中心となって、客員研究者である山口亮子（関西学院大学・家族法）、学外研究者である篠原永明（甲南大学・憲法）らとともに、研究会を発足させた。児童相談所長経験者らの実務家の知見も取り入れながら、児童福祉法制全体の部門横断的かつ理論・実務横断的な研究を進めることとしている。これまでに、篠原永明による報告「民法と児童福祉法の連結について（問題提起的に）」と、曾和俊文（関西学院大学・行政法）による「児童虐待防止法上の調査権について」を開催した。

(3) 供述支援に関する調査研究

プロジェクトの研究を進める中で、新たな課題として、虐待その他関係者からの加害を受けた子どもが、怖さや将来への不安などから「話せない」状態に置かれている問題が明らかになった。いわゆる司法面接が行われるようになる中で、捜査官が被害児に深くかかわることに否定的な考えが広がってきたこともあり、「話せない子」の供述支援をどのように行うかが一層実践的な課題となっている。平成31年2月開催のシンポジウムにおいて、このテーマのワークショップを開催したが、非常に活発な論議が行われた（第2の4（2））。

研究所員の新恵里が中心となり、客員研究者の田中晶子（四天王寺大学）の参加を得て、調査研究を進めることとしている。これまでに、捜査権限のない少年補導職員による供述支援の可能性を探るとともに、司法面接の考え方との整合性を図る見地から、平成30年8月と、令和元年9月の2回にわたり、少年補導職員座談会と研究者も参加する研究会とを行い⁹⁵、多くの現場的な知見を得ている。あわせて、この座談会・研究会自体が、少年補導職員の意識とレベルの向上につながる効果も発揮されている。

⁹⁵ 1回目については、田村正博・新恵里「供述支援に関する少年補導職員座談会・研究会～「話せない子ども」を支援する～」報告」前掲『社会安全・警察学』第5号参照。

(4) 警察と他機関との連携に関する調査研究

プロジェクトの調査研究では、限られた期間であったので、十分に調査研究できず、実現できなかった課題も多い。

その一つが、教育関係者向けの「警察が分かる」ハンドブックの作成である。学校の事案では、行為者が刑事未成年の場合を含むので、根拠法自体も異なるところから、相当の調査を行わなければならないが、一方でそれだけニーズも高い。筆者において、研究所員の須賀博志の助力を得つつ、ハンドブック作成をめざして、教育関係機関の協力を得るとともに、警察対象の調査を進めることとしている。

このほか、研究所員の須賀らが、児童相談所と警察の連携につき、継続調査研究を行うこととしている。

(5) 社会と警察の関係に関する調査研究

警察と社会の関係は、警察に対する調査研究として世界的に重要な課題とされている。研究所では、警察と市民の関係に関する意識調査を、警察大学校警部任用科入校生調査票調査として実施した。

(6) DV 仮想事例調査結果に基づく継続研究

第2の3(5)で述べたDV仮想事例調査については、令和元年の被害者学会で報告したところであるが、引き続き研究を行うこととしている。

5 教育と知見の発信等

(1) 大学教育との連携

韓国で警察の研究を行い、修士号を得ているキム・ゴウンが、日本で本格的に警察を研究するために、平成30年に本学の大学院に入学した。3(2)の国際研究交流にも出席したほか、研究所の研究(前記4(5))の一環として、研究所員の浦中千佳央の下で、警察大学校入校生を対象とする調査票調査により、意識調査を実施した。日本では同様の研究はこれまでになく、成果が期待されている。研究所があることによって、警察の研究を希望する大学院生に有益な環境を提供できているといえる。同じく韓国から、現職の警察官が平成31年に本学の大学院に入学し、キムと同じく、浦中の指導を受けている。なお、韓国の警察大学との協力協定を受けて、同大学から平成29年度と30年度にそれぞれ2人ずつの学生の留学を受け入れており、筆者等の講義を受けている。

大学教育との関連として、研究所員の新恵里が指導する学生によって行われた「京都被害者支援学生フォーラム」に、筆者が研究所長として出席し、総括コメントを行っている。

(2) 社会に向けた知見の発信

研究所は、日本における唯一の警察の専門的研究機関であることから、警察に関する多くのテーマについて、専門家としての見解を求められている。

平成30年度では、筆者が、公益社団法人京都被害者支援センター設立20周年記念講演会で「犯罪被害者支援の歴史と展望」と題する講演を行った(平成30年5月27日⁹⁶、翌日の京都新聞で報道)のをはじめ、警察等が関連する各種事象に関して、テレビに5回出演し、新聞・雑誌に17回コメントあるいはインタビュー記事が掲載された。研究所員の浦中千佳央が、フランスのリベラシオン紙のインタビューに日本の銃規制についてコメントした内容が、2018(平成30)年4月12日付の同紙に掲載された。同じく研究所員の新恵里が、被害者支援に関して、平成30年5月14日に、京都新聞で

⁹⁶ 翌日の京都新聞で報道されたほか、同センターの機関誌「はーとめーる第53号」に掲載されている。

コメントを行っている。

このほか、研究所員の増井敦が、前年度に引き続き、厚生労働省の委託に係る調査研究「児童虐待事案に関する児童相談所・市町村と警察の連携のあり方に関する検討会」のメンバーとして参画している。

(3) 実務家向けの発信等

警察実務家を対象に、研究所の調査研究で得られた知見を発信して実務の改善を図るべく、筆者において、警察大学校で毎年度20以上の課程で、入校した幹部警察官（約2000人）に対し、ハンドブックの紹介を含め、警察のあり方に関する講義を行っている。また、RISTEX 調査研究結果を踏まえて、警察幹部向けの雑誌に連載を行っている⁹⁷。

このほか、実務家に発表の場を提供する観点から、少年院長の服部の論文を紀要に掲載した⁹⁸。

結 語

6年余りにおける当研究所における研究等について振り返り、総括した。多くの成果を上げることができたのは、調査研究にご支援ご協力をいただいた多くの関係機関の方々と、何よりも調査研究に当たっていただいた研究所員の方々のご尽力のたまものであり、研究所長として、心からお礼を申し上げたい。

全体を通じて感じられるのは、何よりも、研究の重要性である。教育の分野における優れた実務家は、理論に立脚することの重要性を述べているし、実際にも優れた理論の実践となっている（第3の2（2）に記載したミニシンポジウムにおける実務家及び研究者の発言に明確に表れている）。また、多機関連携には、相手方の機関に対する正確な理解が求められるが、学問的な調査研究によってこそ、警察の刑事的介入について言語化することができ、理解に資するものとなった。

社会安全や警察に関する学問的な研究の蓄積が乏しい中で、当研究所の果たすべき役割が重大であることを改めて感じている。引き続きのご尽力、ご協力をお願いし、本報告を終えることとしたい。

⁹⁷ 「親密圏内事案における警察の介入のあり方」という題で、『捜査研究』に掲載をしている（第1回は2019年10月号）。

⁹⁸ 服部達也「虐待事犯により少年院送致となった少年・家族への少年院における福祉的支援の実践例に基づく家族関係再構築、包括的支援の在り方への考察」前掲『社会安全・警察学』第5号。